第4期 佐伯市地域福祉計画· 地域福祉活動計画

(成年後見制度利用促進計画・再犯防止推進計画を含む)

(案)

令和5年12月現在 佐伯市・佐伯市社会福祉協議会

目 次

弗 l 早	14001c	I
第1節	計画策定の目的	1
第2節	計画の位置付け	2
第3節	計画期間	4
第4節	本計画をめぐる社会背景	5
第2章	市の概要と住民ニーズ	7
	市の概要	
	住民アンケートの結果概要	
第3章	本市の主要課題と活用できる事業	12
第1節	本市の主要課題	12
	活用できる事業(重層的支援体制整備事業)	
第4章	計画の基本的方向	14
	本理念	
	· 五分 本方針	
3 施	策体系	15
基本方	針1 「孤独・孤立ゼロ」の地域づくりの推進	16
(1)) 地域をつなぐ組織・場の育成	16
(2))福祉の心あふれる地域づくり	22
(3))地域安全活動の推進	25
基本方	針2 「佐伯ならでは」の包括的な相談支援の推進	27
(4)) 包括的な相談支援の推進	27
(5)) 分野ごとの専門相談支援の推進	29
基本方	針3 誰一人取り残さない「全員参加支援」の推進	32
(6))多分野・多職種・多機関茘働支援の推進	32
(7)) 地域の担い手による支援の推進	38
第5章	地域福祉活動計画	41
基本方	針1 「孤独・孤立ゼロ」の地域づくりの推進	41
) 地域をつなぐ組織・場の育成	
(2))福祉の心あふれる地域づくり	44
(3))地域安全活動の推進	45
基本方	針2 「佐伯ならでは」の包括的な相談支援の推進	47
(4)) 包括的な相談支援の推進	47
(5))分野ごとの専門相談支援の推進	48

基本方針3 誰一人取り残さない「全員参加支援」の推進	50
(6)多分野・多職種・多機関協働支援の推進	50
(7) 地域の担い手による支援の推進	51
第6章 成年後見制度利用促進基本計画	53
第1節 計画策定の背景	53
第2節 計画の位置づけと目標	54
第3節 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築について	54
参考資料	57
用語解説	57

第1章 はじめに

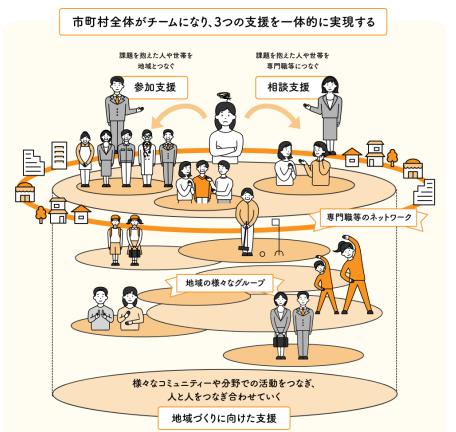
第1節 計画策定の目的

佐伯市では、平成21年(2009年)から3期にわたり、佐伯市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)と協働し、地域福祉を推進するための「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を一体的に策定・推進してきました。

この間、高齢者介護・福祉における「地域包括ケア」を始め、分野ごとの福祉が充実・深化する一方、複合的な課題やはざまの課題が顕在化している中で、国では、制度・分野の垣根や支え手・受け手の関係を超えて、包括的な支援体制を構築し、安心して暮らせる地域を創るという「地域共生社会づくり」を進めており、佐伯市においても、高齢者介護・福祉、障がい者福祉、子ども・子育て支援といった分野ごとの施策と共調する地域福祉の在り方を、改めて明確化していく必要が生じています。

「第4期佐伯市地域福祉計画・地域福祉活動計画」(以下「本計画」という。)は、こうした社会動向を踏まえ、地域住民、市社協など関係団体・機関、そして行政が、「地域共生社会づくり」の根幹となる「地域福祉」を相互に協力して円滑に推進していくための指針として策定します。

なお、本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「成年後見制度利用 促進基本計画」、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「地方再犯防止推進計画」の 内容を包含するものとします。



「地域共生社会づくり」のイメージ

を一体的に推進します。

「地域共生社会づくり」は、

地域の人と人をつなぐ「地域づくりに向けた支援」、課題を抱えた人・世帯を専門職等につなぐ「包括的な相談支援」、課題を抱えた人・

世帯を地域とつなぐ「参加 支援」という「3つの支援」

資料:厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

第2節 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に基づき、地域福祉の主体である地域住民や社会福祉に関する活動者とともに取り組む内容などを定める「市町村地域福祉計画」です。

「市町村地域福祉計画」は、平成30年(2018年)4月の社会福祉法の一部改正により、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」と「包括的な支援体制の整備に関する事項」が盛り込むべき必須事項に追加されました。

一方、「地域福祉活動計画」は、地域福祉の中核的役割を担う市社協が、地域住民や関係団体などと相互協力し、地域福祉を推進していくための活動計画であり、地域福祉計画と一体的に策定します。

〔参考〕社会福祉法第107条(抜粋)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を 一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよ う努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に 関し、共通して取り組むべき事項 (平成30年 (2018年) 追加事項)
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項(平成30年(2018年)追加事項)

本計画は、国・県・市の関係法令、関連計画、指針などとの整合を図りながら策定・推進 します。

佐伯市総合計画に基づき各福祉計画に共通する基本理念を掲げ、横つなぎをしながら各福祉計画の下支えを強化することにより、他分野と連携を図り、地域共生社会づくりを進めるための計画と位置付けます。

関連計画・指針など

国

社会福祉法、福祉関係各法

厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と 多様な参加・協働の推進に関する検討会」 (地域共生社会推進検討会)最終とりまとめ 大分県

「大分県地域福祉基本計画」

(都道府県地域福祉支援計画として位置づけ)

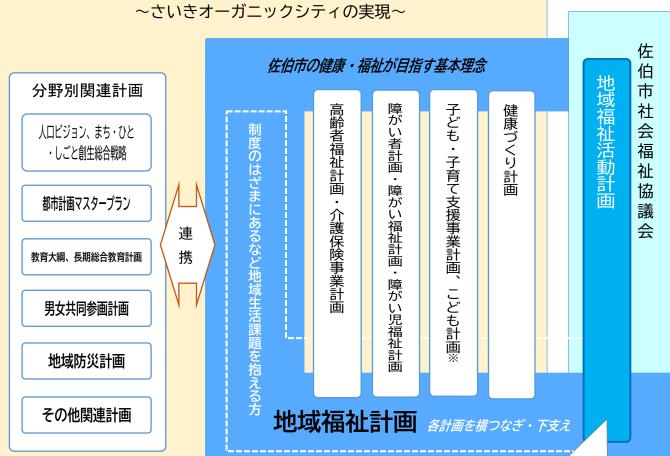
- ・地域共生社会の実現に向けた体制づくり
- ・地域共生社会を支える人づくり
- ・多様な地域資源による福祉基盤づくり



佐伯市

第2次佐伯市総合計画

地域が輝く「佐伯がいちばん」の人・まちづくり ~さいきオーガニックシティの実現~



※「こども計画」は、令和5年に施行されたこども 基本法に基づき、今後、新たに策定するもの。

国の社会保障審議会福祉部会の「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」(平成14年(2002年))において、地域福祉計画と地域福祉活動計画の整合を図ることが規定されています。

第3節 計画期間

本計画の計画期間は、令和6年度(2024年度)~令和10年度(2028年度)までの5年間とし、国の政策動向や施策の推進状況により、必要に応じて、随時、見直しを行います。

計画期間

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
総合計画	第2次総	合計画(平成 30 年度([2018] ~令和9年度(2 [027))	第3次計画
地域福祉計画 ・地域福祉活動計画	第	54期地域福祉	上計画・地域福	虽祉活動計画	
高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画	・第	高齢者福祉計画 59期介護保険事業計画		高齢者福 ・第 10 期介護係	
障がい者計画・障がい福祉計画 ・障がい児福祉計画		画(第4次)・障がい福 障がい児福祉計画(第		障がい者計画 (第4次) (第8期)・障がい福祉	>
子ども・子育て支援事業計画、 こども計画	第2期計画		第3期子ども・子育て支援	事業計画、こども計画	
健康づくり計画			3期健康づくり計画 (2021)~令和11年度(2029))	

「こども計画」と「第3期子ども・子育て支援事業計画」の関係は、自治体に委ねられており、今後、佐伯市としての考え方を整理します。

1 地域共生社会づくりの要請

国は、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助けあいながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指しています。

「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みをつくるとともに、市町村においては、地域づくりの取組の支援と公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備が求められています。

「地域共生社会」とは

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



資料:厚生労働省「地域共生社会推進検討会最終とりまとめ」(令和元年12月)

2 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症が世界的に広がり、私たちの社会生活に大きな変化を与え、発生から4年を経ても、完全収束が見通せない状況です。

感染防止のために、人と人とが距離を取り、接触する機会を減らすことが求められた結果、 地域の様々な活動が自粛を余儀なくされ、社会的な孤立や高齢者の虚弱化等の課題が深刻化 しています。一方で、こうした状況は、人と人との交流やつながりの重要性について再認識 する機会となっています。

3 地方創生の取組の拡大

"しごと"を創り、"ひと"を呼び込み、"まち"を豊かにする、地方創生の取組が進められており、本市においても、平成27年度から「佐伯市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定・推進しています。地域資源を生かした地域活性化の取組は、地域福祉にも効果が期待されるため、計画的に推進することが期待されます。

4 「新たな地域コミュニティづくり」の要請

人口減少や少子高齢化、ライフスタイルや価値観の変化に伴い、区長会や地区社協、消防団など地域で活動する団体「地域コミュニティ組織」を維持していくことが、今後、ますます困難になってくることが予想されています。

本市を含む大分県内の多くの市町村では、昭和の時代から、社会教育施設である地区公民館を中心に、地域の団体が活動するいわゆる「公民館自治」を展開してきましたが、時代の変化にあわせ、地域の課題解決のための地場産業振興や地域福祉を協働で展開する在り方にシフトしていく必要があります。

5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行

近年の高齢化社会の進展に伴い、増加する認知症高齢者や知的障がい者、その他の精神上の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合う必要性があります。しかし、そのための一つの方策である成年後見制度は十分に利用されていないのが現状です。

このような状況を踏まえ、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(成年後見制度利用 促進法)が平成28年に制定され、その中で各市町村における成年後見制度の利用の促進に関 する施策についての基本的事項を市町村計画に定めるよう努めることとされました。

6 「再犯の防止等の推進に関する法律」の施行

全国的には、犯罪者のうち約3割を占める再犯者によって、犯罪件数の約6割の犯罪が行われるなど、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が増加しており、安全で安心して暮らせる地域社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止が大きな課題となっています。

このような現状を踏まえ、国は、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行し、国や地方公共団体の責務を明記するとともに、市町村においては再犯防止の取組を推進するため、地方再犯防止推進計画の策定に努めることとされました。

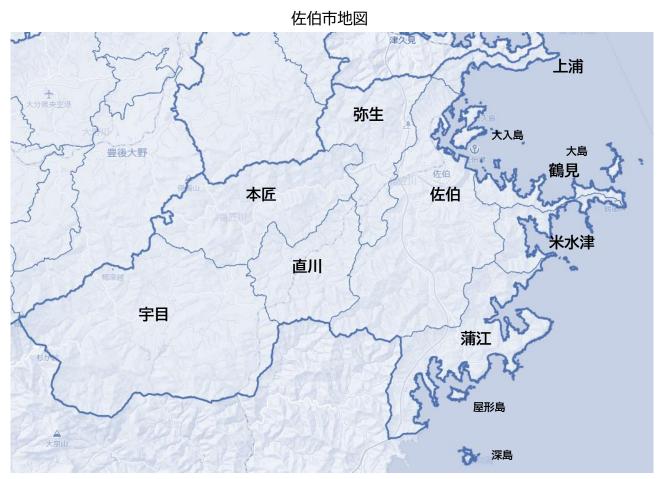
第2章 市の概要と住民ニーズ

第1節 市の概要

佐伯市は、大分県南東部の豊後水道に面する港町です。平成17年(2005年)に、旧佐伯市と5町3村が新設合併して、約903k㎡の九州最大の面積の市となりました。

市域は、リアス海岸が連なる上浦地区・佐伯地区北部・鶴見地区・米水津地区・蒲江地区と、農山村地区である弥生地区・佐伯地区南部・本匠地区・宇目地区・直川地区に分かれ、4つの有人離島(大入島、大島、屋形島、深島)があります。

令和5年7月末現在の住民登録世帯人口は66,164人、高齢化率は41.6%で、昭和50年代に 9万人台であった人口は減少を続けており、農山漁村地域の活力の維持が課題となっていま す。



資料:公益財団法人国土地理協会「全国市町村マップ」に地域名を追記

住民登録世帯人口(令和5年7月末現在)

	佐伯地区	上浦地区	弥生地区	本匠地区	宇目地区	直川地区	鶴見地区	米水津地区	蒲江地区	合計
人口	42, 321	1, 633	6, 956	1, 167	2, 310	1, 778	2, 486	1, 626	5, 887	66, 164
高齢者人口	15, 680	903	2, 697	674	1, 335	1, 011	1, 329	831	3, 094	27, 554
高齢化率	37. 1%	55. 3%	38. 8%	57. 8%	57. 8%	56. 9%	53. 5%	51.1%	52. 6%	41.6%

第2節 住民アンケートの結果概要

地域福祉に関する意識や行動の状況を把握するため、令和4年(2022年)11~12月に、市民3,000人を対象に、郵送による配布・回収と、市ホームページでのWEBアンケートフォームへの入力方式を併用して、アンケート調査を実施しました。

アンケート調査の配布・回収の状況

郵送配布数	回収数 (郵送+WEB受付)	回収率
3,000票	1,151票	38.4%

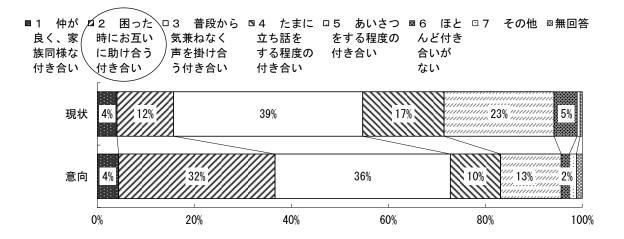
1 近所づきあいの状況と意向

~「地域づくり」のおおもととなる「近所づきあい」を深めていくことが望まれる~

近所づきあいの現状と意向を尋ねたところ、「困った時にお互いに助け合う付き合い」をしている割合が12%と少ないのに対し、そうしたいという意向を32%の市民が持っていることが分かりました。

「地域づくりに向けた支援」により、「『困った時にお互いに助け合う付き合い』ができている人・世帯を増やすこと」が期待されます。

近所づきあいの状況と意向

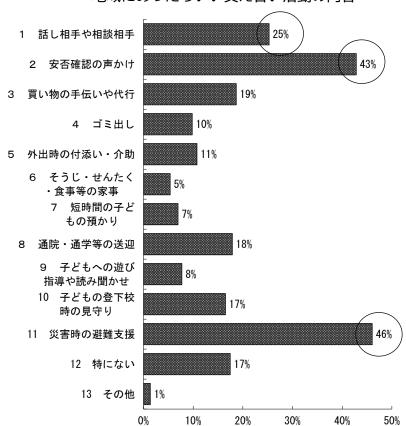


2 地域にあったらいいと思う支え合い活動の内容

~ 「地域づくりに向けた支援」による支え合い活動の活性化が望まれる~

「地域にあったらいいと思う支え合い活動の内容」を尋ねたところ、「災害時の避難支援」と「安否確認の声かけ」がそれぞれ4割強で最も多く、「話し相手や相談相手」、「買い物の手伝いや代行」、「子どもの登下校時の見守り」など、多くの項目で1~2割の住民があったらいいと思っていることが分かりました。

「地域づくりに向けた支援」により、それぞれの地域における、こうした支え合い活動を 活性化させていくことが期待されます。



地域にあったらいい支え合い活動の内容

3 地域の人々に対して協力できること

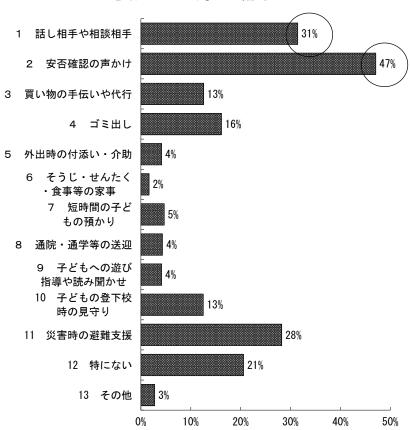
~「包括的な相談支援」の入口として、「地域住民どうしの相談」が期待される~

「地域の人々に対して協力できること」を尋ねたところ、「安否確認の声かけ」を半数近くの住民が、「話し相手や相談相手」を約3割の住民が、「協力できる」と回答しています。

専門職等による「包括的な相談支援」も、その入口として、地域住民が、困っている人・ 世帯の存在やニーズを知り、本人・家族に代わって、専門職等にそのことを伝えることが重 要です。

「協力できる」と考えている人の中でも、実際に行動を起こしている人は一部であると考えられることから、地域住民どうしが相談ごとをしあい、それをきっかけとして、専門職等による相談支援につなげていく仕組みを醸成していくことが期待されます。

地域の人々に対して協力できること



4 ボランティア活動の参加状況

~ボランティアを増やし、課題を抱える人の「社会参加」を支援することが期待される~

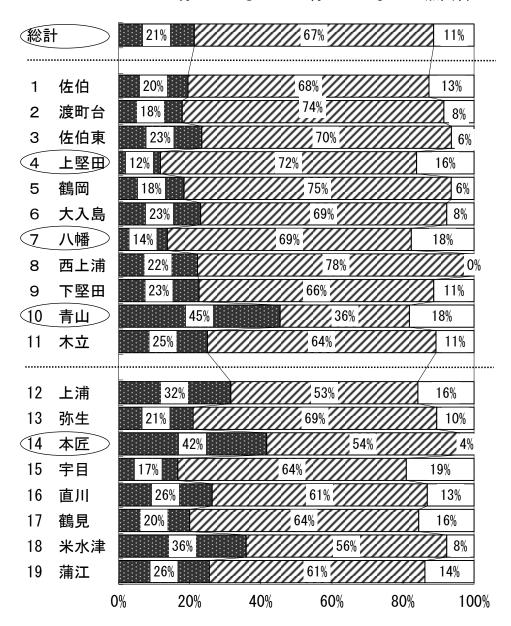
「この1年間のボランティア活動の参加状況」を尋ねたところ、「行っている」は21%、「行っていない」は67%で、無回答が11%ありました。

この「ボランティア活動の参加状況」は、地区ごとに差があり、「青山」や「本匠」では40%台と高い一方、「上堅田」では12%、「八幡」では14%と低くなっています。

課題を抱えた人・世帯を地域とつなぐ「参加支援」には、専門職と地域のボランティアの協働による伴走型の支援が不可欠ですが、地区ごとに、こうした現状を踏まえ、ボランティアの参加率を向上させていく施策を進めることが期待されます。

地区別のボランティア活動の参加状況

■1 行っている ■2 行っていない □無回答



第3章 本市の主要課題と活用できる事業

第1節 本市の主要課題

第3期計画の推進状況や、アンケート調査での市民ニーズなどから、本市の主要課題を、 以下の3点に整理します。

1 「我が事・丸ごと」の地域づくりの必要性

21世紀に入り、国際化や情報化など、社会・経済がますます発達し、生活が便利になる一方で、自治会など、地域活動を通じて地域で課題を解決していく「福祉力」が脆弱になっています。

介護保険制度を始めとする公的な「福祉サービス」により、地域の福祉力は、ある程度、補われていますが、人口減少・少子高齢化による社会的孤立などが進展する中で、私たちのまわりでは、「引きこもり」や「ダブルケア」など、「生活のしづらさ」が深刻化し、地域の福祉力の必要性が増している状況です。

そのため、一人で抱え込み、誰にも相談できず解決の糸口が見つからない状況になっている人や世帯を「他人事」で済ますのではなく、地域住民が状況に「気づき」、自分自身ができる支援を行ったり、専門相談機関に適切につないでいったりする、「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めていく必要があります。

2 「縦割り」の弊害を克服する相談体制づくりの必要性

悩みや困りごとの専門相談機関として、本市には、高齢者への「地域包括支援センター」、 障がい者への「相談支援センター」、子ども・子育てに関する「子育て世代包括支援センター」、生活困窮者に対する「くらしサポートセンター」などがあります。

これらの相談機関では、専門知識を学んだ職員が、相談される方に寄り添うことをモットーに相談を受け止め、介護保険法や障害者総合支援法などに位置付けられたサービス・支援へのつなぎを行い、課題解決に努めています。

しかし、高齢の親と働いていない独身の子が同居する「8050」など、課題が複合化し、 高齢者、障がい者、といった「縦割り」の相談支援だけでは、適切な解決策を講じること が難しいケースが増えており、包括的な相談支援を行う体制づくりが求められています。

3 複合的な課題に対応する「支援の受け皿」づくりの必要性

要介護状態や心身の障がい、貧困などから来る生活の困難さを改善・解消するためには、 公的福祉サービス・制度による支援が基本です。

しかし、例えば、社会的孤立が根本的な要因である「ごみ屋敷問題」では、相談支援の 専門員が、本人に寄り添い信頼関係を築く一方、地域住民が片付けに参加することにより、 緩やかな人間関係ができることで、伴走的な支援を行うことができます。

本市においても、生活支援体制整備事業などにより、こうした地域住民による支援の

「受け皿」づくりの検討が進められつつありますが、地区によって、その意識に差がみられる状況であり、市内全域でそうした取組が進むよう、働きかけていくことが期待されます。

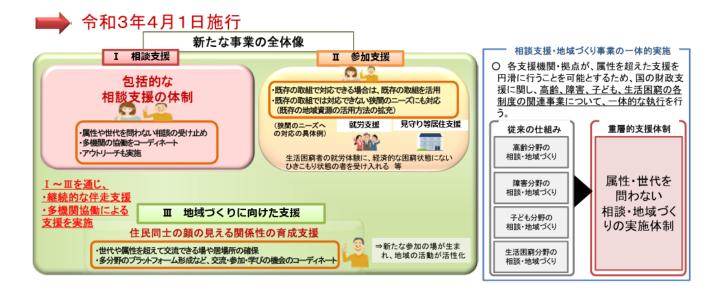
第2節 活用できる事業(重層的支援体制整備事業)

本市の主要課題の解決のために、令和3年4月の社会福祉法改正により創設された「重層的支援体制整備事業」(法第106条の4)の活用が有効です。

「重層的支援体制整備事業」の全体像

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- ○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を 構築するため、I 相談支援、II 参加支援、II 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。
- ○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I ~Ⅲの支援は必須
- 〇新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付する。



「重層的支援体制整備事業」における各事業の概要

与长始和歌士诬声器	◇属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める
包括的相談支援事業 (法第 106 条の4第2項第1号)	◇支援機関のネットワークで対応する
(公第100条00年第2項第15)	◇複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加 卡怪事業	◇社会とのつながりを作るための支援を行う
参加支援事業 (法第106条の4第2項第2号)	◇利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる
(运免100米0)4第2項第2号)	◇本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
	◇世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する
地域づくり事業	◇交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネ
(法第106条の4第2項第3号)	ートする
	◇地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
フウレリーチ等を済いた処体的士怪声業	◇支援が届いていない人に支援を届ける
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (法第 106 条の4第2項第 4 号)	◇会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける
(公分 100 未074 为 2 模 为 4 与)	◇本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
ク機関切掛市ツ	◇市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する
多機関協働事業 (法第 106 条の4第2項第 5 号)	◇市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する◇重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす

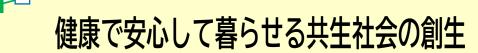
第4章 計画の基本的方向

1 基本理念

本市では、第2次佐伯市総合計画において、まちの将来像「地域が輝く「佐伯がいちばん」の人・まちづくり」を目指し、「健康で安心して暮らせる共生社会の創生」を保健医療・福祉 分野の基本政策に掲げ、各分野別施策を位置づけています。

本計画においても、地域生活課題を抱える人に必要な支援・サービスを適切に結びつけられるきめ細かな仕組みを築き、市民一人一人のつながりや社会参加を支援し、誰もが輝く支え合い活動が盛んな地域づくりを進めるため、基本理念を「健康で安心して暮らせる共生社会の創生」と定めます。

〈基本理念〉



2 基本方針

基本理念を実現するため、以下の3つの基本方針を設定します。

(1)「孤独・孤立ゼロ」の地域づくりの推進

血縁、地縁、社縁といった共同体機能が脆弱化する中、人と人、人と地域がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整え、緩やかなつながりによる見守り機能を強化し、 生活課題を抱えた市民を早期に発見できる「孤独・孤立ゼロ」の地域づくりを進めます。

(2)「佐伯ならでは」の包括的な相談支援の推進

生活課題を抱えた市民が、高齢者介護・福祉、障がい福祉、子ども・子育て支援、女性など、分野別の相談支援と、「制度のはざま」などに対応する柔軟な相談支援により、生活課題の改善・解決につながる適切なサービス・支援が受けられるよう、体制整備を進めます。

(3) 誰一人取り残さない「全員参加支援」の推進

生活課題を抱えた市民に対し、必要なサービス・支援が十分提供されるよう、専門職による公的福祉サービスだけでなく、地域住民自らがサービス・支援の担い手となり、互いに参加・協力し、支えあうネットワークづくりを図る、「全員参加支援」を推進します。

基本方針に掲げる施策の体系図は次のとおりです。

施策体系図

〔基本方針1〕 「孤独・孤立ゼロ」 の地域づくりの推進

〈地域づくり支援〉

(1) 地域をつなぐ 組織・場の育成

(2) 福祉の心あふれる

- 〔基本方針2〕 「佐伯ならでは」の 包括的な相談支援の
- 〈相談支援〉

推進

談支援の推進

地域づくり

- (3) 地域安全活動の推 進
- (4)包括的な相談支援 の推進
- (5) 分野ごとの専門相
- (6) 多分野・多職種・ 多機関協働支援の推 進
- 〈参加支援〉

[基本方針3]

推進

誰一人取り残さない

「全員参加支援」の

(7) 地域の担い手によ る支援の推進

- ①新たな地域コミュニティ組織の構築 (地域づくり事業等)
- ②交流し、ほっとできる居場所づくり (地域づくり事業等)
- ③地域で生活課題を把握する仕組みづくり (生活支援体制整備事業等)
- ①人をつなげる情報発信
- ②福祉教育・福祉交流の拡充
- ③ボランティア活動の活性化
- ①安全見守りネットワークづくりの推進
- ②自主防災力の強化
- ①地域住民による相談支援の充実 (包括的相談支援事業、多機関協働事業)
- ②「相談支援の『包括化』」の推進 (包括的相談支援事業、多機関協働事業)
- ①高齢者への相談支援の充実
- ②障がい者への相談支援の充実
- ③子ども・子育てに関する相談支援の充実
- ④生活困窮者等への相談支援の充実
- ⑤女性に関する相談支援の充実
- ①多分野・多職種・多機関協働支援の推進 (多機関協働事業、

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)

- ②権利擁護支援の推進
- ③犯罪をした人等の社会復帰支援 (再犯防止推進計画)
- ①互助的な生活支援サービスの充実 (生活支援体制整備事業等)
- ②地域コミュニティによる支援の推進 (参加支援事業等)

基本方針1 「孤独・孤立ゼロ」の地域づくりの推進

(1)地域をつなぐ組織・場の育成

地域住民がお互いに顔見知りとなり、もしもの時に助け合えるつながりを持てるよう、自治会を始めとする「地域をつなぐ組織」やサロンなど「地域をつなぐ場」を育成するとともに、地域生活課題を地域で把握する仕組みづくりを進めます。

①新たな地域コミュニティ組織の構築

◆現状と課題

本市には、368の行政区があり、その次の地域のまとまりとして小学校区や地区公民館の区域があり、その次の広がりとしては合併前の旧市町村の区域があります。

そこでは、自治会、消防団、子ども会、老人クラブ、地区社協など、地域住民が共同体意識を持って自主的に組織活動を行う地域コミュニティ組織があります。また、佐伯市の特徴として、社会教育施設としての地区公民館を単位に、各団体の年次の活動計画が調整され、進められてきた歴史があります。

しかし、人口減少・少子高齢化や地域経済の縮小下にあって、役員の成り手がいなくなるなど、そのままの体制の維持が長期的には困難であると考えられることから、佐伯市では、令和3年1月に「佐伯市地域コミュニティ推進指針」を策定し、分野ごとの実践団体を調整機関である「地域コミュニティ協議会」が束ねる「新たな地域コミュニティ」の構築を目指すこととしました。

これらは、行政主導ではなく、住民自身が考え、納得した地域づくりを進めていくことが 大切です。それぞれの地域特性にあわせ、地域住民が安心して幸せに住み続けられる地域を 目指して、新たな地域コミュニティ組織の構築を進めていきます。

◆施策の方向

自治会などの地域コミュニティ組織が、各地域の状況に応じて、地域福祉や自主防災、環境保全、伝統文化の継承などの活動を計画的に行い、民生委員・児童委員などと連携しながら、地域の活性化や地域生活課題の改善・解決につなげていくことを継続的に支援していきます。

また、長期的に持続可能な地域づくりを目指し、新たな地域コミュニティ組織づくりの取組を進めます。

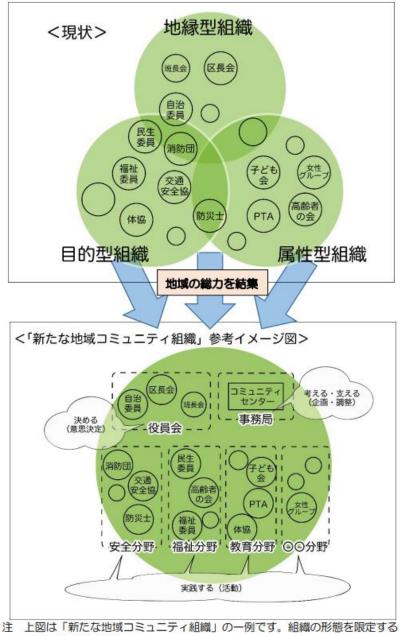
◆主な事業

-	_ 0 3 211		
	主な事業	担当課等	具体的取組
	新たな地域コミュニティ組 織づくりの推進	コミュニティ創生 課	取組地区の選定、地区ごとの話し合いの 推進、組織設置の準備。
	重層的支援体制整備事業 の「地域づくり事業」	福祉保健企画課	「新たな地域コミュニティづくり」と連携し た地域のプラットフォームの形成。

◆目指そう値

項目	単位	実績	目標	設定の根拠・備考
新たな地域コミュニティ組織 設置地域数(累計)	地域	令和4年度 (2022) 〇 地域	令和9年度 (2027) 19 地域	第2次総合計画 後期基本計画

〔参考〕「新たな地域コミュニティ組織の構築」のイメージ



ものではありません。

資料:「佐伯市地域コミュニティ推進指針」(令和4年12月改訂版)

◆現状と課題

いつまでも健康で安心して暮らすためには、多様な場に社会参加し、趣味を楽しんだり、適度に体を動かしたりすることが不可欠です。とりわけ、地域生活課題を抱える人にとっては、地域住民が協働でそうした「居場所」を開設し、支え合う関係性の中でそれを運営していくことが有効であり、本市においても、「さいきの茶の間やサロン」など、様々な「居場所」づくりを推進しています。

新型コロナにより活動自粛を余儀なくされたところもありますが、本来の開催に戻しつつ、 地域住民の生きがいづくりや閉じこもり防止、さらには地域の絆づくりにつなげていくこと が期待されます。

◆施策の方向

市では、「ふれあい・いきいきサロン」、「さいきの茶の間」、「子育てサロン」などの運営支援を行っています。今後も、多くの「居場所」が地域づくりや参加支援につながっていくよう、継続的に支援していきます。

◆主な事業

エッチン						
主な事業	担当課等	具体的取組				
「さいきの茶の間」の運営事 業	高齢者福祉課	│地域の身近な生活の場に気軽に立ち寄れ │る「地域の通いの場」の運営を支援。				
サロン等介護予防事業	高齢者福祉課	介護予防活動を通じて人とのふれあいの 場を広げる事業を社協へ委託				
子どもの居場所づくりに対 する支援	こども福祉課	子どもたちの居場所づくり事業の運営助成。				

福祉機能を担う地域の主な「居場所」

主な対象	名称	う地域の主な「店場所」 令和4年度の状況
工.0713	יוויי	介護予防のためのレクリエーションや健康体操を実施。休止
高齢者	ふれあい・いきいきサロン	中を除いて 138 か所。参加者と協力者が協働で主催する「自 主型サロン」と、サロン支援員・お助け隊が主導する「支援 型サロン」がある
高齢者	さいきの茶の間	介護予防のためのレクリエーションや健康体操等を1月当り5日以上実施。令和4年度は58団体が活動。また、団体へ健康体操や栄養、口腔指導などの講師の派遣も実施。
高齢者	佐伯地区「通りゃんせ」	ノルディックウォークによる介護予防。年間 18 回実施 (うち 1 回は九電健康料理教室)。延べ 56 人が参加
高齢者	佐伯地区「通りゃんせぷら す」	「通りゃんせ」事業のフォロ-アップ。年間 12 回実施。延べ 103 人が参加
高齢者	佐伯地区「3カフェテラス/ 3カフェテラス in 渡町台」	高齢男性の居場所づくりを目的とした料理教室。年間3回実施。延べ33人が参加
高齢者	佐伯地区「地域力アップ懇談 会」	中心市街地での高齢者の居場所づくりについての懇談会や、 バザーの開催
高齢者	上浦地区「元気アップ事業」	ストレッチ、トレーニング、ヨガ等を取り入れた介護予防運動プログラム。年間 90 回実施。延べ 506 人が参加
高齢者	本匠地区「ひとつむぎ」	介護予防のための体操教室。5名の「ひとつむぎサポータ ー」が運営サポート。年間5回実施。延べ 106 人が参加
高齢者	宇目地区「このゆびとまれ」	介護予防のための健康体操や制作活動、レクリエーション、 おやつ作り等。年間 16 回実施。延べ 95 人が参加
高齢者	宇目地区「思いやりごはん 『うめ』」	一人暮らし高齢者を対象とした調理実習と会食。年間2回実 施。延べ13人が参加
高齢者	直川地区「シニア世代元気事 業」	介護予防のためのストレッチ体操や交流。2か所で年間 42 回 開催。延べ 338 人が参加
高齢者	直川地区「スマホ教室」	スマホの操作説明を兼ねた、介護予防のための脳トレや簡単 な体操。年間7回実施
高齢者	米水津地区「わいわいプロジェクト」	簡単なヒップホップダンスも取り入れた、介護予防のための 体操・運動教室。年間 38 回実施。延べ 247 人が参加
高齢者	蒲江地区「丸市尾よってみら んかい」	一人暮らしの方の集いの場。年1回開催
こども・保護者	子育てサロン	佐伯地区6か所、米水津地区、蒲江地区、弥生地区各1か所
こども・保護者	子ども食堂	市内6か所で月1~2回開催
地区住民	直川地区「ふれあいハウス」	幼稚園舎を活用した、高齢者と中学生の居場所づくり
地区住民	佐伯・弥生地区「チェアー」	「チェア-健康体操」を行う居場所
地区住民	鶴見地区「さざなみ」	生活支援ボランティアが運営する誰もが寄れる地域の拠点
地区住民	鶴見地区体操教室	年 40 回開催
地域住民	手芸ボランティア 「結の会」「つむぎ」 「Sewing bee」	特技(手芸)を活かしたボランティア活動の場 (佐伯・蒲江・弥生地区)
生活困窮者	ほっとcafe	ひきこもりや就労に支援が必要な方々を対象とした集いの 場。20 回開催。
生活困窮者	きずなファーム	佐伯地区の畑での就労体験、居場所づくり、調理実習(キッチンきずな)、野菜の販売体験(きずなマーケット。6回開催)
生活困窮者	ワークチャレンジ事業	就労した経験のない方や職業生活にブランクのある方の就労 体験。

◆現状と課題

いつまでも地域で安心して暮らし続けられる「地域包括ケア」を推進するため、介護保険の制度改正において、平成27年度(2015年度)から生活支援体制整備事業が創設され、本市においても取り組んでいます。「生活支援コーディネーター」を調整役として、住民主体による協議体活動を展開し、地域ごとの生活課題を抽出して必要な支援を参加者同士で考えることで、一部の地域では、生活支援サービス団体が創設されるなど、取組が進んでいます。

課題としては、取組の進展が地域により差が見られることや、コロナ禍により住民の集まりが休止・延期を余儀なくされてきたことがありますが、引き続き、各地域が主体的に動けるような支援を推進し、小地域での助け合い体制の構築を図っていくことが期待されます。

◆施策の方向

生活支援体制整備事業を通じて、地区ごとに、住民同士、その地区の福祉資源や生活課題 について話し合い、課題認識の共有を図るとともに、緩やかな人のつながりづくりを進めま す。さらに、その課題の解決に向け、地区ごとに、必要な方策を検討していきます。

◆主な事業

T 0. 1.2/c						
主な事業	担当課等	具体的取組				
生活支援体制整備事業	高齢者福祉課	「生活支援コーディネーター」による地域ニ ーズの把握やネットワークの構築、サービ スの担い手の養成、ニーズと取組のマッチ ング、不足するサービスの構築等。				

佐伯市の「生活支援体制整備事業」の推進体制

生活支援体制整備事業とは



資料:佐伯市「令和5年度 第1回 高齢者にやさしい地域づくり協議会 生活支援体制整備部会資料」をもとに作成

(2) 福祉の心あふれる地域づくり

人をつなげる情報発信や、学校や地域での福祉教育・福祉交流事業を進めると ともに、ボランティア活動・市民活動の活性化を図り、他人任せにするのではな く、みんなが少しずつ、自分ができることを行う「福祉の心あふれる地域づくり」 を進めます。

①人をつなげる情報発信

◆現状と課題

市や市社協では、市民への福祉制度・サービスの情報提供のため、広報紙、パンフレットなどの紙媒体や、ホームページ、ケーブルテレビなどの電子媒体で、広報活動を行っています。

新型コロナの影響により、対面でのコミュニケーションの機会が減少する一方、興味・関心の近い人々と双方向にコミュニケーションを取ることができるSNSやパソコン・スマートフォンの動画撮影機能を使ったリモート会議などの、新たなコミュニケーションツールが急速に普及しつつあります。

こうした広報・情報通信手段を活用し、行政や地域活動の情報を住民にしっかり伝えることで、市民の交流拡大につなげ、孤独化・孤立化などの地域生活課題の解消を図ることが期待されます。

◆施策の方向

福祉制度や地域情報を「市報さいき」を始めとする様々な紙の広報媒体やホームページ、 SNS、ケーブルテレビなどの電子媒体で分かりやすく情報発信し、さらには職員自身が積 極的に地域の会合などで市民と直接コミュニケーションを取ることを通じて、市民との交流 拡大につなげていきます。

とりわけ、国・地方自治体では、令和3年9月のデジタル庁発足を契機に、自治体DXと呼ばれる、情報技術改革を進めており、本市においても、地域共生社会づくりに寄与する取組を進めていきます。

◆主な事業

主な事業	担当課等	具体的取組
デジタル化、自治体DXの 推進	情報推進課	デジタル化、自治体DXの福祉分野での活 用の推進。

◆現状と課題

本市では、公民館講座や市政出前講座、「夏のボランティア体験事業」、「佐伯市社会福祉大会」、「社協ちびっこフェスティバル」など、様々な福祉教育・福祉交流の講座・イベントが開催されています。

また、学校、保育所・幼稚園・こども園では、地域住民の協力を得ながら、授業や課外活動の中で福祉教育を推進し、子どもたちの福祉の心の育成を図っています。

「地域共生社会づくり」の基本となる福祉教育・福祉交流を一層、拡充していくことが期待されます。

◆施策の方向

関係課・関係機関が連携しながら、福祉に関する学習・交流機会の充実を図り、市民一人 一人がおたがいさまの意識で福祉活動に取り組む機運の醸成に努めます。とりわけ、コロナ 禍で中止・縮小してきた事業については、感染予防対策を進め、再開・再構築を推進します。

◆主な事業

主な事業	担当課等	具体的取組
市政出前講座での福祉関 係講座の開催	市民課	福祉保健企画課による重層的支援体制整 備事業に関する出前講座等。
公民館講座等での福祉関 係講座の開催	社会教育課	各公民館・地域コミュニティセンターでの 年間計画に基づく講座の開催。

[参考] 令和5年度の佐伯市市政出前講座の内容(抜粋)

課名	講座名	講座内容
福祉保健企画課	佐伯市の男女平等について考える	佐伯市の男女共同参画についての講話及びトークセッ
伸低床健止四床	~これまでとこれから~	ション・SDGs カードゲーム
社会福祉課	災害時避難行動要支援者名簿と個	災害時避難行動要支援者名簿、個別計画とは何かや、
江云油江林	別計画について	その活用方法。現在の進捗状況。
障がい福祉課	障がい福祉サービスについて	障がい者の日常生活及び社会生活の総合的な支援につ
	陸がが強性が一し入に がく	いて
こども福祉課	子育て支援について	佐伯市の子育て支援事業について(保育所・児童クラ
ことも憧性味 す月(又抜に ノバ(ブ・児童手当・児童扶養手当等)
高齢者福祉課 高齢者の現状と介護予防についる	 高齢者の現状と介護予防について	佐伯市の高齢者福祉サービス、介護保険、介護予防の
		取組などについて
健康増進課	食と健康について	「食」を通した健康づくりについて

◆現状と課題

生活支援や環境保全、防災など、特定のテーマを目的とするボランティア活動・市民活動として、市社協の「ボランティアセンター登録団体」を始め、各課所管の団体や個人登録ボランティアが、多岐にわたる活動を行っています。また、職域を始め、市や市社協が関わっていないボランティア活動・市民活動も多数あります。ボランティア活動・市民活動は、地域の活性化や地域生活課題の改善・解決に重要な役割を担うため、継続的に推進していく必要があります。

◆施策の方向

ボランティア活動の入門講座などを通じて、参加者への学習機会や人脈形成の機会の提供に努めます。

また、各課と市社協でそれぞれ所管するボランティア活動の連携を深め、人材のネットワーク化や情報の総合的な発信に努めます。

◆主な事業

主な事業	担当課等	具体的取組
重層的支援体制整備事業 の「地域づくり事業」	福祉保健企画課	│交流・参加・学びの機会を生み出すため │の、個別の活動や人のコーディネート。

(3) 地域安全活動の推進

誰もが安全に安心して地域で暮らせるよう、地域ぐるみの生活安全活動を推進します。特に、要介護・要支援高齢者や障がい者・児、乳幼児など、災害時などに配慮が必要な市民に対し、近隣住民による日頃からの見守りネットワークづくりを推進します。

①安全見守りネットワークづくりの推進

◆現状と課題

地域住民一人一人が防犯・交通安全に対して関心を持ち、見守り活動など、できる活動に 積極的に協力することは、犯罪や交通事故を未然に防ぎ、安全・安心な地域を築くことにつ ながります。市や市社協は、そうした意識啓発や活動促進を図っていきます。

また、大規模災害時に、避難行動要支援者が、迅速に安全な場所に避難し、命を守ることができるよう、名簿登録と支援者による支援の仕組みづくりを進める必要があります。

◆施策の方向

佐伯市防犯協会や大分県交通安全協会佐伯支部、「佐伯ながら見守り隊」などのボランティア団体などの関係機関・団体と連携し、あいさつ運動、見守り・パトロール活動の推奨、プライバシー保護に留意した防犯カメラの設置促進、高齢者運転免許証自主返納支援、特殊詐欺等被害防止対策などを行い、地域ぐるみで犯罪の発生防止、交通事故の減少に努めます。

また、本人の承諾の下、事前登録を通じて、避難行動要支援者の状況を、消防機関、警察、 民生委員・児童委員、市社協、自治会(自主防災組織)、地域支援者、その他の避難支援など の実施に携わる者などが日頃から把握し、災害時に必要な支援が行えるネットワークづくり を推進します。

◆主な事業

主な事業	担当課等	具体的取組
高齢者の見守り活動の促進	高齢者福祉課	緊急通報システム装置の設置。 高齢者等地域支えあい体制づくり支援事 業(緊急情報キット事業)の実施。
子どもの見守り活動の促進	学校教育課・社会 教育課・こども福 祉課	市民や学校、関係団体との協働による、地域ぐるみの防犯活動の促進
悪質商法等に関する情報提 供の推進	市民課	悪質商法等に関する啓発や情報提供。 出前講座等の検討
避難行動要支援者名簿の 作成	社会福祉課·防災 危機管理課	避難行動要支援者名簿の作成・更新と関係者での情報共有
佐伯市避難行動要支援者 避難支援プラン(個別計画) の推進	社会福祉課	避難支援プラン(個別計画)の作成・更新と 避難支援等関係者間での情報共有

◆目指そう値

項目	単位	実績	目標	設定の根拠・備考
避難行動要支援者避難支援プラン (個別計画)の作成地区数	地区	令和4年度 (2022) 242	令和9年度 (2027) 306	第2次総合計画 後期基本計画

◆現状と課題

大規模災害の初動期には、行政機関による応急対策活動は限定 的であり、地域住民が自ら、命を守り、避難生活を安定させ、都 市機能の回復を待つ必要があります。このため、地域住民や市内 の福祉事業所等職員の防災に対する知識・技術の普及を図り、自 主防災力を強化していくことが求められます。



◆施策の方向

大規模災害の際に、地域住民が協力して適切な自主防災活動が行えるよう、自治会(自主 防災組織)の育成、防災訓練の充実、避難所運営体制の強化などに努めます。

また、福祉事業所において、災害や感染症パンデミックなどにおける業務継続計画(BCP)の策定とこれに基づく研修や訓練の実施などが義務化されたことを受け、市内の福祉事業所等がこれらの活動を円滑的・継続的に実施できるよう、支援を進めます。

◆主な事業

主な事業	担当課等	具体的取組		
地域防災力の強化	防災危機管理課	自主防災組織の育成・支援。 防災士の育成、フォローアップ。 地域避難訓練の実施促進。 市内の福祉事業所等における業務継続計 画(BCP)の策定支援		

◆目指そう値

項目	単位	実績	目標	設定の根拠・備考
地域避難訓練の参加率	%	令和3年度 (2021) 14.8	令和9年度 (2027) 20.0	第2次総合計画 後期基本計画

基本方針2 「佐伯ならでは」の包括的な相談支援の推進

(4)包括的な相談支援の推進

高齢者、障がい、子ども、女性といった、従来からの分野別の相談支援に加え、総合調整の仕組みや地域での初期ニーズの把握とつなぎの機能を持つ、包括的な相談支援を推進し、「支援のしづらさ」を少しでも改善し、「生きづらさ」を抱える人の生活を支援していきます。

①地域住民による相談支援の充実

◆現状と課題

支援が必要な状態であっても、本人や家族が相談場所に電話・訪問などで自発的にアクセスせず、適切な支援・サービスに結びついていないようなケースにおいては、支援が必要な人を取り巻く地域住民が公的機関とのパイプ役となることが期待されます。

◆施策の方向

新たなコミュニティ組織づくりなどの取組をとおして、民生委員・児童委員、生活支援コーディネーター、ケアマネジャーなどの公職者・専門職だけでなく、できる限り多くの地域住民が、福祉的な支援が必要な人を地域で掘り起こし、適切なサービスや活動につなぐことのできる支援体制の構築を目指します。

◆主な事業

-	T 0. 1.514			
	主な事業 担当課等		具体的取組	
	地域リーダーによる地域生 活課題の把握と相談支援へ のつなぎの支援	福祉保健企画課· 社会福祉課	地域リーダー(民生委員児童委員、ボラン ティア団体役員等)の活動支援	

②「相談支援の『包括化』」の推進

◆現状と課題

本市の地域生活課題に関する相談支援は、市役所内においても、福祉保健部の各課を始め、 市民課、各振興局・出張所、小中学校・幼稚園・保育所・こども園と、分野ごと・地域ごと で行われるほか、市社協・支部や、さらには、民間の相談支援機関、県の機関なども多くあ ります。

随時、関係課・関係機関と担当者同士が連携して対応し、法令ごとに細分化、専門化された相談形態として機能していますが、相談窓口が一元的でないことや、複合的な課題の解決につなげにくいなどのデメリットがあります。

◆施策の方向

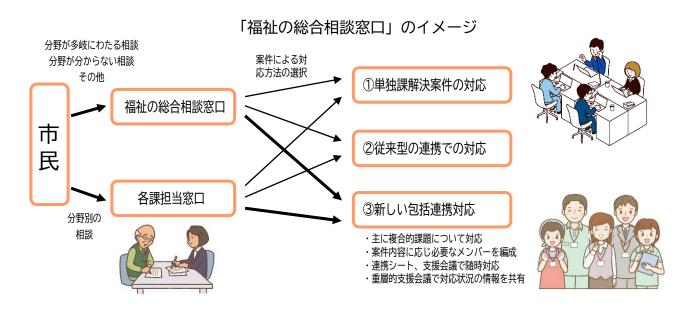
相談者本人のみならず、介護、障がい、育児、貧困、女性などその属する世帯全体の複合的なニーズを捉え、本質的な課題に対し、部局を越えた調整を通じて、必要な支援をコーディネートする「相談支援の『包括化』」を推進します。

分野ごとの相談支援を基本としつつ、福祉保健部内に「福祉の総合相談窓口」を設置し、

多分野・多職種・多機関調整を行い、複合的な課題の把握と対応に努めます。

◆主な事業

主な事業	担当課等	具体的取組
重層的支援体制整備事業 の「包括的相談支援事業」	福祉保健企画課	福祉の総合相談窓口の設置



相談支援の「包括化」のイメージ



(5)分野ごとの専門相談支援の推進

高齢者介護や障がい福祉などの分野では、専門の相談員が、複数のサービスの中から最適なサービスを組み合わせ、サービスの提供側が連携してその人の支援計画をプランニングしていく「ケアマネジメント」が制度化されています。

こうした分野ごとの相談支援を推進するとともに、複合的な地域生活課題に対しては、多機関・多職種による包括的な相談支援に的確につなげていきます。

①高齢者への相談支援の充実

◆現状と課題

高齢者への相談支援は、地域包括支援センターでの高齢者総合相談、包括的・継続的ケアマネジメント、各居宅介護支援事業所でのケアプランの作成を軸に行われています。また、佐伯市地域ケア会議を定期的に開催して、個別課題の解決、地域課題の抽出や関係機関とのネットワークの構築等に努めています。各関係機関との連携を強化し、適切な相談支援をさらに進めることが求められます。

◆施策の方向

関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活実態、必要な支援等を幅広く把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行います。

◆主な事業

-	_ · · · · · ·				
	主な事業	担当課等	具体的取組		
	佐伯市地域包括支援センタ 一の運営	高齢者福祉課	総合相談。包括的、継続的ケアマネジメン ト。権利擁護。介護予防ケアマネジメント。 地域ケア会議の運営。		

②障がい者への相談支援の充実

◆現状と課題

障がい者への相談支援は、市障がい福祉課において、障害者手帳の交付、障がい福祉サービスの利用に必要な障害支援区分の認定、各種手当の支給などの相談を受けるとともに、佐伯市保健福祉総合センター和楽内の「佐伯市障がい者相談支援センター」を始め、民間の相談支援事業所において、福祉サービスの利用のほか、生活の様々な場面に対する相談支援を行っています。また、佐伯市地域自立支援協議会を定期的に開催して、関係機関の情報共有に努めています。

障がい者(児)の生活課題が多様化・複雑化する中で、ニーズを的確に福祉サービスにつなげ、自立した日常生活を営むことができるよう支援していくことが求められます。

◆施策の方向

市障がい福祉課を中心に、関係部局や各相談支援事業所、その他各種団体・機関と連携し

ながら、障がい者やその家族から相談を受け、一人一人の状況に応じた適切なサービス・支援につなげていきます。

◆主な事業

主な事業	担当課等	具体的取組
障がい者に関わる相談支援 体制の充実	障がい福祉課	各相談支援事業所の相談支援専門員が、 障がい者・児の福祉サービスの利用支援を 実施。

③子ども・子育てに関する相談支援の充実

◆現状と課題

子ども・子育てに関する相談支援は、市こども福祉課のほか、妊娠・出産期からの包括的な窓口として、「佐伯市子育て世代包括支援センター『さいきっず まある』」(佐伯市保健福祉総合センター和楽内で健康増進課が開設)、市内7か所の「地域子育て支援拠点」、各幼稚園・保育所・こども園、小中学校など、市や民間を含む多くの関係機関で行っており、引き続き、適切な相談支援を進めることが求められます。

◆施策の方向

関係機関が連携し、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない包括的な相談支援を推進し、子育てに関する悩みや不安の解消を図るとともに、適切なサービス・支援につなげていきます。

◆主な事業

_	エッチル					
	主な事業	担当課等	具体的取組			
	児童に関わる相談支援体制 の充実	こども福祉課 ・健康増進課	子育て世代包括支援センター、地域子育て 支援拠点での相談支援、利用者支援の実 施。			
	要保護児童対策に関わるネットワークの強化	こども福祉課	要保護児童対策協議会の運営。代表者会 議、実務者会議、個別会議による課題の早 期対応。			

④生活困窮者への相談支援の充実

◆現状と課題

生活困窮者への相談支援は、市社協に運営委託している「佐伯市くらしサポートセンター 『きずな』」において、生活困窮者自立支援制度や生活福祉資金貸付制度などを活用しながら、 就労などによる自立を目指す相談支援が行われるとともに、市社会福祉課が生活保護の相談 支援を行っています。

生活困窮者へのセーフティネットとして、引き続き、適切な相談支援を進めることが求められます。

◆施策の方向

生活保護に至る前の段階の自立支援策である生活困窮者自立支援事業において、ハローワーク・協力企業などと連携した就労支援や住居確保給付金支給などを計画的に行い、継続的な支援を推進するとともに、健康で文化的な生活を送るための社会保障として、生活保護の適正給付を図ります。

◆主な事業

主な事業	担当課等	具体的取組
生活困窮者に関わる相談支援体制の充実	社会福祉課	生活困窮者自立相談支援の委託実施。 生活保護の適正給付

⑤女性への相談支援の充実

◆現状と課題

DVやセクハラ、性暴力など女性に対する暴力に関する相談支援は、市役所(福祉保健企画課、社会福祉課、障がい福祉課、こども福祉課、高齢者福祉課、市民課など)や社会福祉協議会が、被害者の相談にそれぞれ対応している状況であるが、関連部署や機関との連携に多くの課題がある。

さまざまな暴力を受けている相談者やその家族へのセーフティネットとして、引き続き、 適正な相談支援を進めることが求められます。

◆施策の方向

あらゆる暴力を受ける女性に対する継続的で横断的な支援の推進を図ります。

◆主な事業

主な事業	担当課等	具体的取組
重層的支援体制整備事業 の「包括的相談支援事業」	福祉保健企画課	福祉の総合相談窓口の設置

基本方針3 誰一人取り残さない「全員参加支援」の推進

(6) 多分野・多職種・多機関協働支援の推進

地域生活課題の複雑化や複合的な問題の発生に対応していくため、各分野でそれぞれの課題に取り組むこれまでの在り方を基本にしつつ、機動的に多分野・多職種・多機関協働で施策推進を図ります。

複合的な問題を抱え、利用できる公的福祉サービスが十分にない場合にも、地域住民と市社協、行政が協働で、問題解決のための新たな「受け皿」の創出を図り、誰も取り残さない「全員参加支援」を推進します。

①多分野・多職種・多機関協働支援の推進

◆現状と課題

地域生活課題を持つ人の相談を受け、ケースにあった最適な支援・サービスを行うには、 「多分野・多職種・多機関の協働支援」が欠かせません。

この仕組みとして、本市では、庁内調整を随時行うほか、高齢者介護・福祉における「高齢者にやさしい地域づくり協議会(地域ケア推進会議)」、障がい者福祉における「地域自立支援協議会」、生活困窮者自立支援の「調整会議・連絡会議」などにより、多分野・多職種・多機関の連絡調整に努めています。

また、複雑化・複合化した地域生活課題に対しては、「重層的支援体制整備事業」により、「重層的支援会議(プランの協議)」を運営しながら、一人一人に対する「支援関係機関の役割分担や、支援の目標・方向性を整理したプラン」を作成し、「多分野・多職種・多機関の協働支援」を進め、課題の改善・解決につなげていくことが求められます。

◆施策の方向

本市では、従来から、特定の課のみで検討・対応することでは解決に向かうことが困難な 地域生活課題に対して、高齢者介護・福祉、障がい福祉、子ども・子育て支援、女性、生活 困窮者支援の担当課を中心に、健康づくり、教育、地域コミュニティ、生活安全など、行政 内部の各分野の担当者が連携・協働した対応に努めています。

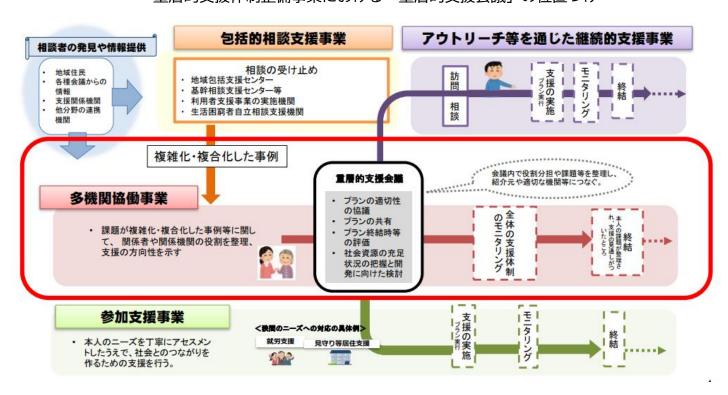
従来型の連携だけでは不十分なケースについては、必要なメンバーが必要に応じて連携・ 協働する「新しい包括連携対応」を進めていきます。

また、庁外を含む「多分野・多職種・多機関の連携・協働」については、既存の協議体を 引き続き運営するとともに、「重層的支援会議(プランの協議)」を設置・運営し、「参加支援」 や「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を含め、複数の支援をコーディネートし、課題の 改善・解決に努めていきます。

◆主な事業

_			
	主な事業	担当課等	具体的取組
	重層的支援体制整備事業 の「多機関協働事業」、「参 加支援事業」、「アウトリーチ 等を通じた継続的支援事 業」の推進	福祉保健企画課	「支援関係機関の役割分担や、支援の目標・方向性を整理したプラン」の作成。「参加支援事業」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」による支援の実施。

重層的支援体制整備事業における「重層的支援会議」の位置づけ



資料:厚生労働省 社会・援護局 地域共生社会推進室「重層的支援体制整備事業における多機関協働事業と重層的支援会議について」

[参考] 重層的支援体制整備事業における「支援会議」(個別ケースの検討)の位置づけ

支援会議(法106条の6)の設置の背景 これまでの複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援については、関係者間での会議体が法定されていないことから情 報共有が進まず、深刻な課題の状態を見過ごしてしまったり、予防的な措置を取ることが困難であったりすることが問題視されてきた。 このため、重層的支援体制整備事業では支援会議を法定し、**会議体の構成員に対して守秘義務をかける**ことによって、**支援関係者間** の積極的な情報交換や連携ができるようにした。 支援会議を設置した場合 現行制度における課題 ı 関係機関がそれぞれ把握している複雑化・複合化した課題が疑われるようなケースの情報共有や支援に係る地域資源のあり方等の検討 支援における情報共有は本人同意が原則 1 本人の同意が得られないために支援に当たって連携すべき庁内の関係 本人の同意が持つれないたのに又接に当たって連携すべる「所列の関係 部局・関係機関との間で情報の共有や連携を図ることができない事案 同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、それぞれ専門の相 談窓口や関係機関等で相談対応が行われているが、それが世帯全体の 課題として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者の間で把握 1 本人同意なしで、関係機関で気になっている複雑化・複合化した 課題が疑われるようなケースの情報共有が可能となる。 ・共有されていない事案等の中には、世帯として状況を把握して初めて課題の程度が把握できる事案がある。 例 例 多機関協働 人同意なし 情報共有× 多機関協働 事業者 事業者 包括的相談 包括的相談 教育部局 教育部局 支援事業者 支援事業者 社会福祉 社会福祉 参加支援 参加支援 協議会 協議会 事業者等 12 各法における守秘義務 支援会議における守秘義務

資料:厚生労働省 社会・援護局 地域共生社会推進室「重層的支援体制整備事業における多機関協働事業と重層的支援会議について」

◆現状と課題

障がいなどにより、判断能力が不十分な方の 権利を擁護するために、福祉サービスの利用や 日常生活上の金銭管理などを援助する「日常生 活自立支援事業」と、後見人などが法律行為を 代理する「成年後見制度」があり、必要とする 方がこれらの制度を適切に利用できるよう、支 援が求められます。

また、判断能力の低下や弱い立場を有する人 たちは、人権侵害を受けやすい状況にあり、関 係機関が連携し、権利擁護の啓発を一層進める ことが求められます。

成年後見制度のイメージ



資料:法務省ホームページ

◆施策の方向

権利擁護に関する啓発・教育を継続的に推進するとともに、多分野・多職種・多機関が協働して、適切な相談支援を推進します。

判断能力が不十分な方の金銭管理や福祉サービスなどの利用支援に対しては、成年後見制度をはじめ、様々な支援制度の活用を促進していきます。

成年後見制度については、成年後見制度利用促進法に基づき、利用促進方策を定めます。 (詳細は、「第6章 成年後見制度利用促進基本計画」に掲載します。)

主な事業	担当課等	具体的取組
成年後見制度利用支援事	高齢者福祉課・障	経済的理由等で制度を利用できない人へ
業	がい福祉課	の費用助成等。

◆現状と課題

本市では、佐伯保護区保護司会・佐伯地区更生保護女性会・佐伯地区BBS会・協力雇用 主会などの更生保護団体を中心に、社会を明るくする運動等により犯罪や非行の防止、再犯 防止について、啓発活動を実施しています。社会を明るくする運動の強調月間である7月に 実施している募金活動については、地区が取りまとめに協力してくれていることもあり、多 くの市民からの賛同を得て、更生保護活動の貴重な財源となっています。このように、更生 保護活動について、地域の理解が進んでいることが本市の特徴と言えます。

全国の刑法犯検挙者数は減少傾向にあるものの、総数に占める再犯者の割合は依然として 高く、大分県においても5割近くで推移しており、本市も例外ではありません。

犯罪をした人等の多くは、仕事・住居・生活費・健康状態・修学・社会的孤立等の問題を 抱えていることから、再犯防止のための施策を計画的に推進することが必要です。

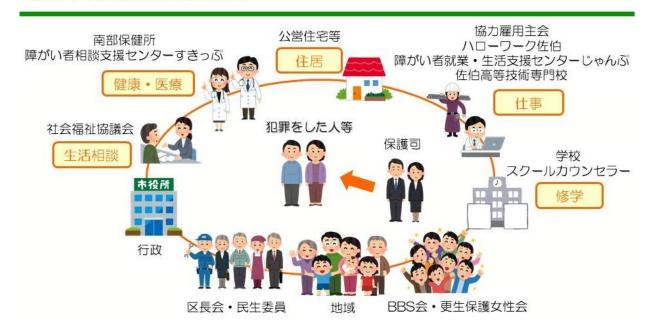
◆施策の方向

安全・安心な地域社会を実現するためには、犯罪をした人等が再び罪を犯すことがないように支援していくことが重要です。犯罪をした人等が孤立することがないよう、地域の理解と協力を得ながら、関係機関と連携して再犯防止の取り組みを推進します。

主な事業	担当課等	具体的取組
就労・住居の確保	社会福祉課 建築住宅課 障がい福祉課	生活困窮者自立相談窓口における、公営住宅等へのつなぎや住居確保給付金の手続き等、住居の確保に向けた相談支援。 障がい者相談支援センターすきっぷ、障がい者就業・生活支援センターじゃんぷ、ハローワーク佐伯、佐伯高等技術専門校等と連携した、犯罪をした人等の特性に応じた就労支援。
保健医療・福祉サービスの利用の促進	社会福祉課 障がい福祉課 高齢者福祉課 健康増進課	社会福祉協議会と連携した、福祉的支援が必要な人に対する、生活保護制度や障がい福祉サービス等、適切な保健医療・福祉サービスの利用促進。 地域包括支援センターと連携した、生活に不安を抱える高齢者に対する、介護保険制度や一般介護予防事業等の利用促進。 南部保健所等と連携した、精神的な病気や薬物乱用等で悩んでいる人達に対する相談支援。
学校等と連携した修学支 援の実施	学校教育課	各学校との協力による、社会を明るくする運動 (作文コンテスト等)への参加を通じた、犯罪 防止に関する理解の促進。 各学校やスクールカウンセラー等との協力によ る、様々な問題を抱える児童・生徒に対する相 談支援。
民間協力者の活動及び啓 発活動の推進	社会福祉課	更生保護活動を行っている保護司会・更生保護 女性会・BBS会・協力雇用主会の活動支援。 保護司会と連携した、社会を明るくする運動の 推進。

犯罪をした人等の支援体制

犯罪をした人等の支援体制



取組の役割分担

取組の主体	取 組
市民の取組	犯罪をした人等の生きづらさの背景を理解しましょう。 更生保護活動に関心を持ち、参加しましょう
近隣住民の取組	犯罪をした人等が孤立しないよう気にかけ、温かく見守りましょう。 更生保護活動に誘い合って参加しましょう。
地域や関係団体の 取組	「社会を明るくする運動」をはじめとする更生保護活動を推進しましょう。 協力雇用主会の活動を理解しましょう。
行政の取組	更生保護団体と連携し、活動内容の広報や活動支援に努めます。 関連部署が連携し、犯罪をした人等の立ち直りを支援します。

(7)地域の担い手による支援の推進

核家族化や少子高齢化、さらには複合的な福祉課題の増加が進む中で、あらゆる福祉ニーズに公的サービスの量的拡大のみで応えていくことには限界があります。

つなげる先のない難しいケースであっても、「地域の力」で課題の改善・解決 に進めるよう、地域の支え合いの資源を育て、つなぎ、公的サービスを補完する 支援事業・サービス、ネットワークへと発展させていきます。

①互助的な生活支援サービスの充実

◆現状と課題

「互助的な生活支援サービス」は、介護保険、障がい者総合支援、子ども・子育て支援など、制度による福祉を補完するインフォーマルサービスとして、住民有志が非営利な有償活動として組織的・継続的に福祉サービスを提供するものです。

「互助的な生活支援サービス」は、生活の様々な困りごとの解決につながるとともに、参加者自身も社会貢献する喜びを得られることから、市や市社協などの公的機関がその育成を図っていくことが期待されます。

◆施策の方向

生活支援体制整備事業は、介護保険の財源により市が市社協に運営委託する事業であり、 当該事業を通じた生活支援サービスの創設と継続的な運営を促進していきます。

なお、直川地区では、生活支援体制整備事業が市から委託される前(平成26年)から、直 川振興局がリードして地域住民と生活支援体制整備の検討を進め、有償ボランティア団体 「直川地域協力隊」が「互助的な生活支援サービス」を実施しています。他地域においても サービスの創設と既存団体の安定的なサービス提供を促進していきます。

主な事業	担当課等	具体的取組			
生活支援体制整備事業による「生活支援サービスの実 施支援」	高齢者福祉課	市社協との協働による、家事支援、草刈 り、買物代行等を行う生活支援サービスの 育成支援。複合的な課題に対応できる体 制づくり。			
有償ボランティア団体「直 川地域協力隊」の生活支援 サービスの実施支援	直川地域コミュニ ティセンター	提供ボランティアの育成。ニーズに沿った サービスの開発。複合的な課題に対応でき る体制づくり。			

各地区の生活支援ボランティア団体のサービス提供実績

			利用実績									
	団体名		R1		R2 F		13 R4		4	i it		主なサービス内容
			延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	
1	青山助け合い隊	_	_	1	1	1	1	2	2	4	4	家事支援、草刈り、諸事代行
2	大入島たすけ愛隊	15	18	1	2	1	1	_	-	17	21	軽作業、草刈り、収穫等
3	木立中野河内お助け隊	_	_	_	_	_	_	3	27	3	27	家事支援、掃除、草刈り
4	床木とことこ隊	_	-	_	-	6	12	5	7	11	19	家事支援、掃除、見守り、草刈り等
5	本匠たすけ愛隊「みずぐるま」	12	15	13	27	11	17	7	37	43	96	家事支援、掃除、草刈り等
6	宇目つくし隊	11	12	50	141	39	131	20	24	120	308	家事支援、見守り、草刈り
7	直川地域協力隊	27	33	24	30	36	45	30	65	117	173	家事支援、掃除、草刈り等
8	鶴鶴クラブ	24	46	25	66	28	60	9	96	86	268	家事支援、掃除、草刈り、買物代行等
9	米水津たすけ愛隊	34	95	27	89	24	63	15	123	100	370	家事支援、掃除、草刈り、買物代行等
10	畑野浦生活支援隊	4	10	50	76	26	25	4	112	84	223	草刈り
11	竹野浦カントリー支援隊	11	11	11	11	10	10	1	8	33	40	草刈り
12	弥生ちょこちょこマーチ	_	_	_	_	_	_	11	63	11	63	家事支援、掃除、病院付き添い等
13	車地区おたすけ隊	_	_	_	_	_	_	1	1	1	1	家事支援、掃除、草刈り等
	ā†	138	240	202	443	182	365	108	565	630	1,613	

②地域コミュニティによる支援の推進

◆現状と課題

「新たな地域コミュニティ組織づくり」の取組は、令和3年度に4地域で始まり、令和5年度現在、12の地域で話し合いが進められています。各地域では、まず、地域内で住民同士の話し合いが持たれた後、新たな地域コミュニティ組織の設立を進め、一部の地域で当該組織が誕生しています。

「新たな地域コミュニティ組織」は、従来からの地縁型組織、目的型組織、属性型組織の 縦割りを廃し、企画調整部門を一元化し、総合的・分野横断的に総合的な運営を目指すとこ ろに特徴があり、市社協が所管してきた20の地区社協活動も、「新たな地域コミュニティ組織」 の一機構に組み込むこととなります。

地域内での住民同士の話し合いでは、「配食の支援、組織づくり」、「コミュニティセンターロビーのカフェスペース化」、「(過疎地域での) コンビニ的販売店の運営検討、実施」といった生活支援事業の意向も示されており、地域生活課題の解決につながるこうした事業の実現を促進していくことが求められます。



◆施策の方向

新たな地域コミュニティ組織において、地域住民と行政の協働により、地域まちづくり計画を策定し、生活課題の改善・解決につながる新規事業メニューの検討、事業計画の策定、 事業の実施を促進していきます。

— · · · · ·						
主な事業	担当課等	具体的取組				
新たな地域コミュニティ組 織での生活支援事業の実 施促進	コミュニティ創生 課	地域まちづくり計画の策定。事業メニュー の検討。事業計画の策定。事業の実施支 援。				
重層的支援体制整備事業 の「参加支援事業」、「地域 づくり事業」	福祉保健企画課	「新たな地域コミュニティ組織づくり」と連携した地域のプラットフォームの形成。 地域の要支援者のニーズを踏まえた社会 参加のマッチングや生活支援メニューづく り。				

第5章 地域福祉活動計画

基本方針1 「孤独・孤立ゼロ」の地域づくりの推進

(1)地域をつなぐ組織・場の育成

①新たな地域コミュニティ組織の構築

地区社会福祉協議会(通称:地区社協)は、市社協のように法律に定められた団体ではなく、住民の皆さんが自分たちの住む地域の福祉課題を「住民同士の助けあい」によって解決していくことを目的として設立された、任意の団体です。佐伯市では、20の地区社協が様々な活動を行っていますが、役員の成り手不足や、事業の参加者の固定化などの課題を抱える地区も少なくありません。

このため、コロナ禍で中止・縮小してきた事業の再開・再構築を促進し、各地区での特色 ある活動を支援していくとともに、新たな地域コミュニティ組織づくりにあわせた持続可能 な組織体づくりを進めます。

J	子术					
	主な事業	具体的取組				
	地区社協の活動支援	地区社協会長、事務局長会議の開催。 研修や地域懇談会の開催。 活動費の助成。 イベント用品や防災訓練備品等の貸し出し				

〔参考〕各地区社協の主な活動内容(令和4年度)

地区社協	主 な 活 動 内 容
佐伯	さいき元気っ子クラブ支援、門松づくり
	(コロナ禍により中止) グラウンドゴルフ大会、配食サービス 広報誌「きずな」発行、配食サービス、視察研修
佐伯東	(コロナ禍により中止) ほのぼの作品展、ほのぼのお月見会
` # # /\	配食サービス、会報「ときめき」発行
渡町台	(コロナ禍により中止) ひまわり文庫まつり、とまちっこ子どもまつり ふれあい公民館まつり
鶴岡	福祉教室、トトロの広場事業、シルバーと子どもの集い、サロン支援
	(コロナ禍により中止) 視察研修 福祉研修会、ふれあい広場(展示・グラウンドゴルフ大会)、給食サービス
上堅田	価値研修会、M4 6のい仏場(展示・グラブノドコルノ人会)、福良サービス (コロナ禍により中止) 健康づくり歩こう会、こども祭り
大入島	健康づくり大会、災害ボランティア研修会、愛のおたより、給食サービス
八八曲	(コロナ禍により中止) 視察研修
八幡	給食サービス (コロナ禍により中止) 社協・健康まつり
西上浦	視察研修、ひな弁当配布
H-1/m	(コロナ禍により中止) ふれあい夏祭り、西上浦健康まつり、彦嶽登山大会
下堅田	ふるさとふれあい広場(展示のみ)、配食サービス、愛の正月もち配布 (コロナ禍により中止) 視察研修、鮎かけの集い、ふれあい料理教室
青山	配食サービス、青山女性百人会ひな祝いサービス、黒沢ウォーク
- H	│ 青山地区教育ネット夏季プログラム │ 配食サービス、ウォーキング大会、元越山登山会、子育てサロンクリスマス会
木立	町良り一ピス、フォーキング人去、九越山豆山去、丁育 C リロングリスマス去 (コロナ禍により中止) 盆踊り大会、敬老会、ふれあい公民館まつり
	ふれあい食の事業、給食サービス、子ども会活動、暮らしの書道教室
灘	「姫楽の会」の活動、健康づくり体操 (⊐ロナ禍により中止) グラウンドゴルフ大会、ミニバレーボール大会
1 >=	ふれあい交流グラウンドゴルフ・ペタンク大会、生活支援ボランティア講座、防災
上浦	研修
弥 生	こども園との合同芋掘り会、防災頭巾作り、独居・高齢者世帯クリスマスプレゼン ト配布事業、グラウンドゴルフ大会、視察研修、独居・高齢者世帯弁当配布事業、地
次 <u>工</u>	「配付事業、ノブブンドコルブ人会、代宗前で、弘冶・高配省と帝介当配付事業、地 区社協だより発行、高齢者ボランティア感謝状授与
本匠	歳末もちつき事業、ふれあい配食サービス事業、学校整備事業・学校給食におい
	ての食育推進への補助、みずぐるまの活動支援、地区社協だより発行 ふれあいの集い、あんしん見守り隊啓発活動、地区社協だより発行、宇目つくし隊
宇目	支えあい活動の支援、地区納入袋提供、チャイルドシート・車椅子の貸出事業
± 111	高齢者クリスマス配食の配達支援、絵手紙配付事業(暑中・年賀)、地区社協だより
直川	発行、小学生とのお茶摘み交流体験、避難所訓練への参加、三世代交流スポーツ 大会、見守り兼買い物支援
鶴見	地区スポーツ大会助成事業、歳末福祉もちつき大会、住民たすけあいサービスの
	実施(生活支援サービス・さざなみ支援)、地域交流事業
米水津	ふれあいスポーツ大会、生活支援サービス(たすけ愛隊)、ふれあい配食サービス の支援
蒲 江	福祉関係者研修会、蒲江安全安心マンボウ隊(見守り活動)
用工	クリスマスプレゼント配布事業

資料:佐伯市社会福祉協議会令和4年度事業報告

②交流し、ほっとできる居場所づくり

市社協が関わりを持つ「居場所」には、「ふれあい・いきいきサロン」、「地区ごとの介護予防活動の場」、「子育てサロン」、「子ども食堂」、「多世代が交流する地域の居場所」、「生活困窮者の自立をめざす活動の場」などがあります。既存の活動が安定して運営されるよう、継続的な支援を進めます。

また、内容によっては、地域的な偏在が見られるとともに、「居場所」を支えるボランティアの固定化や高齢化も進んでいることから、新たな「居場所」の創設やそれを支えるボランティアの養成に努めます。

◆主な事業

学 术	
主な事業	具体的取組
「サロン等介護予防事業」の 推進	既存サロンの実施回数の増加と新規サロンの開設の促進。 体止中のサロンの再開の促進。 支援員・お助け隊の援助技術の向上
子育てサロンの運営支援	既存サロンの実施回数の増加と新規サロンの開設の促 進。 支援者の援助技術の向上
子ども食堂の立ち上げ・運 営支援	「子ども食堂」を立ち上げようとする個人・団体の相談・開設・運営の支援。 子ども世代だけでなく、様々な世代の「通いの場」として 活用できるよう支援
生活困窮者の「通いの場」 づくりの推進	ほっとcafe事業、きずなファーム事業、ワークチャレン ジ事業の推進
多世代交流の居場所	│ 地域の子育て世帯、高齢者、子ども、障がい者などが集 │ い、触れ合い・交流の場の推進

③地域で生活課題を把握する仕組みづくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域全体で高齢者を支える仕組みを構築するため、生活支援コーディネーターが、市内9つの活動区域ごとに、関係者のネットワークや既存の取組・組織などを活用しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチングなどのコーディネート業務を行い、地域における生活支援・介護予防サービス提供体制の整備に向けた取組を推進します。

_		
	主な事業	具体的取組
	生活支援体制整備事業等に よる「生活支援ボランティア 講座の開催」(地域づくり大 作戦)	地区社協との共催による、地域生活課題の解決に向け た取組を行う、新たな担い手を増やすことを目的とした 講座の実施。 ちょこっとボランティア講座の開催。 企業ネットワーク会議の開催
	生活支援体制整備事業の 「第2層協議体運営事業」 (地域づくり大作戦)	地区社協を協議体とした、地域生活課題を地域で解決するための仕組みづくりの話し合いと実践。 生活支援ボランティア団体の立ち上げの検討・推進。 地域の居場所づくりの検討・推進。 新たな移送サービスの検討。 地域資源マップ・社会資源リストの更新

(2)福祉の心あふれる地域づくり

①人をつなげる情報発信

広報誌やホームページ、SNS、ケーブルテレビなどを通じて、福祉に関する情報提供と 支え合い意識の啓発を進めます。

また、「一人一人の愛のひとしずくが障がいの壁を打ち払う」というメッセージを込め、市 社協キャラクター「ひとしずくちゃん」による啓発活動を進めます。

さらに、「地域の福祉資源マップ」を地域住民の皆さんと作成・更新する作業を通じて、地域の福祉資源の広報・情報発信を進めるとともに、地域の福祉資源を核とした地域住民同士のつながりづくりを促進します。

◆主な事業

主な事業	具体的取組
広報誌による情報提供	組織の運営状況、事業の予定、実施事業の結果などの 定期的な広報。
ホームページ・SNS 等による情報発信	ソーシャルネットワークを活用した、リアルタイムな情報 発信
ケーブルテレビによる情報 発信	各種イベントのお知らせ、行事報告など。
「ひとしずくちゃん」による 広報	各種イベントへの参加等。
地域資源マップの作成(地 域づくり大作戦)	地域住民との協働による地域資源マップの作成と随時 更新。

②福祉教育・福祉交流の拡充

「ボランティア手帳の発行」や、「夏のボランティア体験事業」、「社会福祉大会」の開催、「社協ちびっこフェスティバル」の開催などを通じて、大人も子どもも、福祉やボランティア活動に関心を持ち、参加につながるきっかけづくりに努めます。

とりわけ、コロナ禍で中止・縮小してきた事業については、感染予防対策を進め、再開・ 再構築を推進します。

また、市社協は、地域福祉活動の財源となる共同募金 (赤い羽根募金、歳末募金)の募金・配分事業を行っており、事業の趣旨を周知し、募金につなげることで、支え合い意識の醸成を図ります。

主な事業	具体的取組
ボランティア手帳の発行	中学生・高校生を対象としたボランティア手帳の発行。 社会人への手帳の発行の検討。
福祉教育・福祉体験プログラム	小中学校及び企業を対象とした福祉体験学習会の企画 支援。学校等への福祉教育の企画支援。
夏のボランティア体験事業	夏休みを利用した福祉体験の実施。
社会福祉大会の開催	福祉活動功労者の表彰、地域福祉活動の啓発。隔年開催。
社協ちびっこフェスティバ ル	子どもたちが楽しみながら、地域福祉について学ぶイベ ントの開催。
共同募金委員会の運営	赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金の実施。 審査委員会による助成の審査。 災害義援金の受付。

③ボランティア活動の活性化

福祉関係のボランティアに関する情報提供・相談・コーディネートなどを行うボランティアセンター事業を引き続き推進し、ボランティア活動への参加促進と連携強化を図っていきます。

また、老人クラブは、地域コミュニティ組織とボランティア組織の両方の側面を持ちます。 市社協では、佐伯市老人クラブ連合会(66クラブ2,056人)と佐伯市老人クラブ連合会佐伯支 部(16クラブ290人)の両方の事務局運営を行っていますが、引き続き、健康づくり、ボラン ティア、伝承活動などを通じて、地域社会に貢献していけるよう、支援を進めます。

◆主な事業

主な事業	具体的取組
ボランティアの活動啓発・ 支援	ボランティアコーディネーターによるボランティア活動 の相談やマッチング等の役割を担うボランティアセンターの運営。 ボランティアポイント制の導入の検討。 地域で活躍する人材登録とボランティアを利用したい 方をつなげる新たな『支援システム』の開発。
ボランティア連絡協議会の 支援	ボランティア連絡協議会の事務局の運営。
各種ボランティア講座の開 催	傾聴ボランティアや子ども食堂等に関わる方のスキルア ップ講座の開催。 その他各種ボランティア講座の実施。
ボランティア団体の支援	活動するボランティア団体のサポート、依頼のマッチング・準備等。 子ども食堂のボランティアのマッチング・サポート。
老人クラブ連合会の支援 (市受託事業)	佐伯市老人クラブ連合会・老人クラブ連合会佐伯支部の 事務局の運営。 大会や集会、会議の円滑な運営の支援。

(3)地域安全活動の推進

①安全見守りネットワークづくりの推進

「緊急情報キット事業」や地区社協などによる高齢者や子どもの見守り活動などをとおして、防犯・防災・交通安全に対する見守りネットワークづくりを進めます。

避難行動要支援者への支援ネットワークづくりは、地区社協を中心に体制を整備していきます。既に取組が進んでいる自主防災組織や民生委員・児童委員と連携し、活動のすみ分けなどについて課題などを整理しながら支援の方法を検討します。

· -		
主な事業	具体的取組	
高齢者や子どもの見守り活 動の推進	配食サービスによる見守り活動。 鶴見散歩ボランティア。 宇目あんしん見守り隊活動。 蒲江安心・安全マンボウ隊。	
緊急情報キット事業	緊急情報キットの配備。 民生委員児童委員協議会の協力による年1回の情報更 新。	
地域防災講座への講師派 遣	地域の研修の講師や訓練協力員としての職員派遣。	

〔参考〕市社協等が関わる生活安全活動

地区	活動内容	令和4年度実績
全域	緊急情報キット事業	7,958世帯(28件の緊急搬送で活用)
全域	高齢者のサロン活動を通じた見守り活動	市内全域
全域	地区社協配食サービスによる見守り支援	2,330件
大入島地区	地区社協での災害ボランティア研修会	1回
上浦支部	配食サービスによる見守り	延べ 19,986人
本匠支部	見守りレター(山部地域へ手紙の送付)	年4回実施予定(令和5年度)
宇目支部	宇目あんしん見守り隊	100件(関係団体へのハガキでの啓発)
宇目支部	宇目地区防災研修(区長や民生委員、地区 社協役員を対象とした研修)	1回
直川支部	直川地域防災連絡協議会の避難所設営訓練への協力	1回
蒲江支部	蒲江安心・安全マンボウ隊	延べ15回
蒲江支部	福祉推進員による見守り	43地区
蒲江支部	丸市尾地区での避難訓練の支援、避難支援 プランの見直し、支援体制整備	12件(避難支援プランの見直し)

②自主防災力の強化

市社協は、災害時には、災害ボランティアセンターの機能を担うこととなることから、その円滑な支援体制づくりに努めるとともに、地区社協や市内の小中学校などにおいて、災害ボランティアセンターの活動や防災・減災について周知を図ります。

また、被災地でボランティア活動を行う人の支援を行うとともに、発災時に活動できるボランティアを養成するなどの人材育成にも努めます。

主な事業	具体的取組	
災害ボランティアセンター 設置・運営	大規模災害時の「災害ボランティアセンター」の設置・運営。必要な資機材の事前準備。 「災害ボランティアネットワーク協議会」による日ごろからの顔の見える関係を構築するための、会議、訓練、研修の実施。	
防災教育プログラム事業	小中学生を対象とした防災訓練、防災デイキャンプ等の 実施。	
災害に対応できる職員の育成	災害ボランティア運営リーダー研修の受講。 被災地への職員派遣。 延岡市社会福祉協議会との合同訓練の実施。	
防災標語づくり (弥生支部)	親しみやすい防災標語づくりによる防災意識・支え合い 意識の啓発。	
災害時の避難経路の点検 (弥生支部)	障がい者・高齢者・子どもなどの目線に立った避難経路 の点検	

基本方針2 「佐伯ならでは」の包括的な相談支援の推進

(4)包括的な相談支援の推進

①地域住民による相談支援の充実

市社協は、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行う民生委員・ 児童委員協議会の事務局を担っており、民生委員・児童委員がきめ細かな訪問活動により、 包括的な相談支援の役割を十分に担えるよう、活動支援に努めます。

また、地区社協、サロン協力者、各地区の生活支援ボランティア、老人クラブ役員、蒲江 支部の福祉推進員など、市社協と関わる地域リーダーが地域生活課題を把握し、専門的な相 談支援につなぐ活動を支援していきます。

◆主な事業

主な事業	具体的取組
民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員協議会の事務局の運営。
の支援	協議会活動に資する情報提供

②「相談支援の『包括化』」の推進

従来からの総合相談事業等に加え、市の福祉保健部と協働し、相談者本人のみならず、介護、障がい、育児、貧困などその属する世帯全体の複雑・複合化したニーズを的確に捉え、部局を越えた調整を通じて、本質的な課題の見立てや必要な支援をコーディネートする「相談支援の『包括化』」を支援します。

相談支援は、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」だけでなく、「つながり続けることを目指すアプローチ」もあわせて進めていくことが有効です。そこで、本市の「相談支援の『包括化』」を進めていくにあたり、地域福祉推進団体としての強みを生かし、従来からの機能に加え、「伴走支援」と「地域住民の気にかけ合う関係性づくり」の強化を進めていきます。

· 1 · N·		
主な事業	具体的取組	
重層的支援体制整備事業 の「包括的相談支援事業」	市の事業への協力。	
総合相談事業	社協職員による保健・福祉全般にかかわるワンストップ 相談。	
民生委員による心配ごと相 談会	民生委員児童委員協議会の協力による、住民の日常生 活のあらゆる悩みや心配事に対する「心配ごと相談会」 の実施。	
弁護士による無料法律相談 会	生活上の困りごとの解決にむけた法律相談の月1回実 施。	

(5)分野ごとの専門相談支援の推進

①高齢者への相談支援の充実

◆市社協の取組み

市社協の総合相談窓口や佐伯市地域包括支援センターばんじょう・あまべ、市社協居宅介護支援事業所において、高齢者やその家族から相談を受け、一人一人の状況に応じた適切なサービス・支援につなげていきます。



◆主な事業

主な事業	具体的取組
総合相談事業(再掲)	社協職員によるワンストップ相談。
佐伯市地域包括支援センターばんじょう・あまべの運営	市からの委託による地域包括支援センター業務の実施。
独居世帯への相談・見守り 等の支援	一元気でも身寄りがない方の依頼により、困った時の相談 や入退院時のお世話等、今と将来の不安を解消する仕 組みを検討。

②障がい者への相談支援の充実

相談を進める中で、障がい福祉に密接に関わるケースが少なくないことから、市や各相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所などと連携し、課題対応に努めます。

③子ども・子育てに関する相談支援の充実

児童館や地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ事業の中で、子育て家庭から相談を 受け、一人一人の状況に応じた適切なサービス・支援につなげていきます。

主な事業	具体的取組
「児童館(本部、上浦支部、蒲 江支部)、地域子育て拠点 事業(上浦支部、蒲江支部)	乳幼児等の子育てに関する相談支援と児童自身からの 相談支援。
放課後児童クラブ(上浦支	放課後児童クラブの運営を通じ、利用児童と育児者の 相談支援。

④生活困窮者への相談支援の充実

生活困窮者自立相談支援事業の担い手として、社会的孤立、借金問題、就労問題、住宅問題など、生活のしづらさを抱えたまま日々の生活を送っている生活困窮者に対し、必要な関係機関と連携を図りながら、きめ細かな支援を行います。

また、地域住民の協力を得ながら、生活困窮者への食料や日用品の配布事業を引き続き推進します。

・ナハ		
主な事業	具体的取組	
資金貸付事業	生活福祉資金貸付事業。小口資金貸付事業。	
生活困窮者自立支援事業	市の関係窓口や民生委員・児童委員等と連携した、生活 困窮者への相談窓口の運営 自立支援プランの作成と必要な支援の実施。 ハローワークとの連携。 ひきこもり者等の居場所づくり。 就労体験の機会づくり。	
生活困窮世帯への食料等の支援	フードバンクおおいたへの協力。 愛のひとしずく事業による食料品等の支援。 きずなギフトの実施。 衣類バンク事業による支援	

基本方針3 誰一人取り残さない「全員参加支援」の推進

|(6)多分野・多職種・多機関協働支援の推進|

①多分野・多職種・多機関協働支援の推進

市社協は、佐伯市との適切な役割分担の下、複雑化・複合化した地域生活課題を抱える 人・家庭に対し、適切な支援を行っていきます。生活困窮者自立支援事業の「就労準備支援 事業」など、様々な事業の活用に努めます。

◆主な事業

主な事業	具体的取組	
生活困窮者自立支援事業 の「就労準備支援事業」の 実施	就労準備支援メニューに基づくプログラムの実施。 ひきこもりがちな相談者等へのアウトリーチも実施。	
「生活保護法に基づく「被保	ハローワーク同行、生活習慣を整えるための自宅訪問、	
護者就労支援事業」	就職面接の同行等の実施。	
ひきこもり脱出作戦会議の	精神科医や障がい者相談支援センターと連携した、ひき	
実施	こもり者へのアプローチ方法の検討。	
おおいたくらしサポート事	市内の「おおいたくらしサポート事業」を実施する施設と	
業佐伯地区連絡会議の実	の協働による「おおいたくらしサポート事業佐伯地区連	
施	絡会議」の開催。	

②権利擁護支援の推進

市社協では、従来から実施してきた「日常生活自立支援事業」を引き続き推進するとともに、令和3年7月に開設した「佐伯市成年後見支援センター」を適正に運営し、障がいなどで、自分一人で様々な判断をすることに不安のある人が、地域で自立した生活が送れるよう、財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護を重視した支援を進めます。

_	3 - 1 -	
	主な事業	具体的取組
	日常生活自立支援事業(県	権利擁護に係る相談、福祉サービスの利用援助や金銭
	受託事業)	管理等の援助の実施。
	佐伯市成年後見支援センタ ーの運営	広報・啓発。 運営委員会・受任者調整会議・情報交換会の開催。 市民後見人養成講座・フォローアップ講座の開催。 法人後見の受任。

(7)地域の担い手による支援の推進

①互助的な生活支援サービスの充実

生活支援体制整備事業を通じて、地区ごとに、新たなサービスの担い手(ボランティア)の創出・養成に取り組み、ゴミ捨て、買い物支援、移送など、日常生活の多様な場面で、支援が必要な人を支える生活支援サービスの育成に努めます。「ちょこっとボランティア講座」などを通じて、生活支援ボランティアの体験機会づくりに努めるとともに、企業にも事業の周知に努め、不足するサービスの担い手の創出・養成を図ります。

また、地区ごとにニーズに基づき展開されている生活支援サービスを引き続き実施していきます。

以事業			
主な事業	具体的取組		
生活支援体制整備事業等に よる「生活支援ボランティア 講座の開催」(地域づくり大 作戦)(再掲)	地区社協との共催による、地域生活課題の解決に向けた取組を行う、新たな担い手を増やすことを目的とした講座の実施。 ちょこっとボランティア講座の開催。 企業ネットワーク会議の開催。		
生活支援体制整備事業の 「第2層協議体運営事業」 (地域づくり大作戦) (再掲)	地区社協やコミュニティ協議会委員等を協議体とした、 地域生活課題を地域で解決するための仕組みづくりの 話し合いと実践。 生活支援ボランティア団体の立ち上げの検討・推進。 地域の居場所づくりの検討・推進。 新たな移送サービスの検討。 地域資源マップ・社会資源リストの更新。		
お洗濯支援事業 (宇目支部)	車がないために大きな洗濯物(こたつ布団や毛布等)を コインランドリーに運び込むことができない方への洗濯 代行支援。		
毎日型配食サービス (上浦支部)	食事の確保が困難な世帯への昼食、夕食の提供。		
車イス・福祉体験用品の貸 出(各支部)	高齢者、障がい者等への車いす等の貸し出し。		
チャイルドシート貸出事業 (宇目支部)	着用義務のある乳幼児の保護者・親族へのチャイルドシ ートの一時的な貸し出し。		
移送サービス事業(直川支 部、弥生支部)	移送サービス事業立ち上げ支援 (令和 5 年度、直川・弥生地区モデル事業)。 免許返納等により生活に必要な外出に困る高齢者を地 域住民や地域の事業所等で支え合う仕組みの構築。		
大島買い物支援事業 (鶴見支部)	離島への買い物代行事業。 地域のボランティア団体が事前に注文を受け付け、漁協 関係者らの荷物の積み下ろし支援により、配達支援を実 施。		
見守り兼買い物支援事業 (直川地区社協)	見守りが必要な高齢者等を対象に、令和 4 年度は横川 地区、令和 5 年度は赤木、仁田原地区にて、モデル事業 を実施。 対象者の選定は、民生委員等福祉関係者の協力による。		

②地域コミュニティによる支援の推進

新たな地域コミュニティ組織において、地区社協活動の経験を生かし、地区での生活支援 事業の実施に可能な協力を行っていきます。

Ī	主な事業	具体的取組
	新たな地域コミュニティ組 織での生活支援事業の実 施促進	地区社協活動の経験を生かした地区での生活支援事業の実施促進。

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

第1節 計画策定の背景

1 成年後見制度とは

成年後見制度は、障がいなどにより、判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、 本人の権利や財産を守るための制度です。

成年後見人等が本人の意思を尊重し、その人にふさわしい生活が送れるようお手伝いします。成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があり、それぞれの制度が持つ権限に基づいて、ご本人の不動産や預貯金などの財産を管理し、またご本人のご希望や生活の様子から必要な福祉サービスや医療に関する契約、代金の支払いを行うなどして、ご本人の生活を支援しています。

①法定後見制度とは

判断能力が不十分となった後に、家庭裁判所に申立てることにより、後見人等を選任する 制度です。

本人の判断能力の状態によって「後見」「保佐」「補助」の3つに分類されます。

なた区ができた。		
区分	対象となる方	支援者
後見	判断能力を常に欠く状態にあり、日常の買い物も一 人では難しい方	成年後見人
保 佐	日常の買い物は一人で出来るが、重要な財産の管理などは難しい方	保佐人
補 助	重要な財産の管理などを一人で行うことに不安が ある方	補助人

法定後見制度の区分

②任意後見制度とは

将来、判断能力が低下した時に備えて、財産の管理や施設への入所などの身上に関する事柄を自分に代わって行う人(任意後見人)をあらかじめ選び、公証役場でその支援の内容と 方法を契約(任意後見契約)する制度です。

2 計画策定の背景

全国的な権利擁護支援に関する必要性の高まりにより、平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成29年3月に、「第1期成年後見制度利用促進基本計画」(平成29年度から令和3年度まで)が、令和4年3月に「第2期成年後見制度利用促進基本計画」(令和4年度から令和8年度まで)が閣議決定されました。

その第1期計画では、本人を支えるためのチームをつくり、支援するための地域連携ネットワークの体制整備及び適切に運営していくための中核機関の設置と、そのための市町村計

画の策定が市町村の努力義務とされました。

そして、第2期計画では、地域共生社会の実現を目指し、社会から孤独・孤立させないための方法としての成年後見支援制度として、利用を促進することが求められています。

3 本市の状況

佐伯市では、これまで、福祉保健部高齢者福祉課及び障がい福祉課において成年後見制度 に関する相談や、ご家族等の支援を得ることができずに法定後見制度の利用ができない方に 関して、市長名で家庭裁判所へ利用開始の審判の請求(市長申立て)を行ってきました。

国の定める第1期計画を受けて、佐伯市においても「第1期佐伯市成年後見制度利用促進基本計画」(令和3年度から令和5年度まで)を、「佐伯市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」と一体的に策定し、中核機関となる「佐伯市成年後見支援センター」を令和3年7月に設置するなど、成年後見制度の利用を促進するための取組を進めてきました。

第2節 計画の位置づけと目標

佐伯市が策定する本計画は、利用促進法第14条第1項に基づく市町村の努力義務である 「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けます。

また、本計画は、国の第2期計画が示す地域連携ネットワークの構築に関わる事項について定めることとし、目標を下記のとおりとします。

【目標】

権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

~ 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加のために~

計画の対象期間は、令和6年度から令和10年度までの5か年とし、地域福祉計画と一体的に策定するものとします。

第3節 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築について

「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」とは、地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みのことで、「権利擁護支援チーム」「協議会」及び「中核となる機関(中核機関)」の3つの仕組みからなります。

1 権利擁護支援チームについて

権利擁護支援チームとは、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に 身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、 本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行う仕組みです。

- ≪支援機能等の整備及び機能強化するための取組の推進の方針≫
- ◇ 各地域コミュニティにおいて、権利擁護支援チーム及び成年後見制度等の周知を行うことによって、権利擁護支援が必要な方を早期に発見できる地域づくりを行います。
- ◇ 第4期地域福祉計画において設置予定の「福祉の総合相談窓口」と連携し、既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じて法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにします。

2 協議会について

協議会とは、各地域において、専門職団体や当事者等団体などを含む 関係機関・団体が、 連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進める仕組みです。

成年後見制度を利用する事案に限定することなく、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるように協議の場を設けます。

- ≪支援機能等の整備及び機能強化するための取組の推進の方針≫
- ◇ 「福祉の総合相談窓口」における個別支援会議(仮称)と連携することで、個別支援を充 実させていきます。

3 中核機関について

中核機関とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、本市においては、令和3年7月に設置した成年後見支援センターを中核機関として位置付けています。

なお、中核機関としては、以下のような役割を担います。

①広報機能

成年後見制度を知らないことが原因で利用につながらないことが無いよう広報活動を行います。具体的には制度説明会の開催や、ケーブルテレビ・ラジオ・パンフレット等を活用するなど、各団体や関係機関とも連携しながら効果的に実施します。

②相談機能

本人や親族のみならず、権利擁護に関する支援のニーズに気付いた人が早期の段階から気 軽に相談できるような相談窓口を設置します。

③成年後見制度利用促進機能

(ア) 受任者調整(マッチング)等

家庭裁判所や専門職団体と連携し、利用者にとって適切な後見人等の候補者を推薦できるよう体制を整備します。

(イ) 担い手の育成・活動の促進

成年後見制度の担い手不足を解消するため、令和2年度から実施している市民後見人養成 講座を継続します。また、修了者名簿を作成し、希望者については法人後見の支援員として 実務経験を重ねてもらい、自立した市民後見人として活躍できるよう支援します。

(ウ) 日常生活自立支援事業からのスムーズな移行

日常生活自立支援事業利用の対象者について、保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、成年後見制度への移行を検討し、支援します。

4後見人支援機能

後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについては専門職や家庭裁判所、 その他の関係機関と連携しながら後見人等の活動を支援します。

⑤不正防止機能

地域連携ネットワークやチームでの見守り体制を整備することにより、成年後見制度にお ける不正を防止します。

≪支援機能等の整備及び機能強化するための取組の推進の方針≫

◇ 地域コミュニティと、「福祉の総合相談窓口」との情報共有や意見交換会などの実施を通して連携体制の構築及び強化することで、それぞれの強みを生かした体制を整備します。

4 その他

地域連携ネットワークの機能を補完するものとして、市長村長申立ての適切な実施と成年 後見制度利用支援事業の推進を行います。

具体的には、「福祉の総合相談窓口」において、高齢者福祉課及び障がい福祉課との連携を密にすることで、市長申立てすべき案件の早期把握を行い、速やかに申立てが行われるような体制整備を行います。

また、申立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない場合は、成年後見制度利用支援事業による費用の負担や報酬の助成を行うことで、制度の利用を支援します。

参考資料

用語解説

あ行

用語	意味	掲載ページ
アウトリーチ	「外に手を伸ばす」という意味から派生して、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、積極的に働きかけて情報・支援を届けることを指す。	13,15,33,50
SNS	SNS(エスエヌエス)とは、「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略称。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。興味・関心が似た利用者同士が国外も含めて交流・情報発信することで、経済・社会に対する影響力が、従来のテレビなどのマスメディアの力を揺るがすほど大きくなっている。	22,44

か行

用語	意味	掲載ページ
業務継続計画(B CP)	大規模災害などが発生しても、通常業務を中断させないように 準備するとともに、中断した場合でも優先業務を実施するた め、あらかじめ定めておく計画のこと。BCP(ビー・シー・ピー) は、ビジネス・コンティニュイティ・プランの略。	26
緊急情報キット	災害時や救急時に救急隊員や地域住民等に知らせるため、かかりつけ医や服薬などの情報を書いて梱包し、冷蔵庫に保管する もの。	25,45,46
くらしサポートセ ンター	生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関の佐伯市での呼称。生活困窮者の相談に応じ、相談者と課題を共有し、就労や住まい、家計の再生などの支援を組み合わせ、相談者に寄り添いながら生活の安定と自立に向けた支援を行う。	12,31
子育て世代包括 支援センター	保健師等の専門職員が様々な相談に対応し、必要に応じて支援 プランの策定や地域の保健医療福祉の関係機関との連絡調整 を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体 的に提供する機関。各市町村で設置することが法定されてい る。	12,30

さ行

用語	意味	掲載ページ
サロン	高齢者や障がい者、乳幼児やその保護者などが身近な集会所等に日時を決めて集まり、交流する場。全国社会福祉協議会が平成6年から取り組んだ、高齢者がいきいきと暮らすための地域の活動の場「ふれあい・いきいきサロン事業」を発端に、全国的に様々な形態で普及している。	16,18,19,42,43,46 ,47
市民後見人	市町村等が実施する養成研修を受講するなどして成年後見人 等とし て必要な知識を得た住民の中から、家庭裁判所が成年 後見人等として選任した人。	50,56

自治体DX(ディ ーエックス)	DXは、デジタル・トランスフォーメーションの略。「トランス」は 「質的な変革により越える」といった意味で、自治体DXは、デジタル化により自治体が組織やサービスの質的転換を伴う改革を 実現する、といったことを目指す施策である。	22
成年後見支援センター	成年後見制度などの権利擁護支援を受けやすくするための拠 点機関。国が自治体ごとの設置を働きかけている。	50,54,55
成年後見制度	判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を、代理権や同 意権・取消権が付与された成年後見人等が行う制度。	1,6,35,53,54,55,5 6
生活困窮者	生活困窮者自立支援法の定義では、「就労の状況、心身の状況、 地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮 し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのあ る者」。生活保護に至らないための支援が必要とされている。	12,15,19,31,32,33 ,36,43,49,50
相談支援	生活課題を抱える人の相談を受け、必要な情報提供・助言、福祉サービス利用の支援などを行うこと。すべての保健福祉分野を対象とする言葉であるが、障がい福祉の分野で相談支援事業所、相談支援専門員が固有の制度として普及している。	1,5,10,12,13,14,15 ,27,28,29,30,31,3 5,36,47,48,49,50
相談支援センタ ー・相談支援事業 所	相談支援事業所は、障がい者への相談支援を専門的に行うために法定されている事業所。相談支援センターは、佐伯市が独自に設置している障がい者への相談支援のセンター機関。	12,28,29,30,36,4 8,50

た行

用語	意味	掲載ページ
ダブルケア	「子育て」と「親や親族の介護」など2つ以上の介護等の時期が 重なったため、両方を並行して担わなければならない状態のこ と。	12
地域共生社会	地域・分野ごとの縦割りや、支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていこうという社会の考え方。平成30年の社会福祉法改正で、地域福祉の主要な考え方と位置づけられた。	1,2,3,5,22,23,33, 34
地域自立支援協議会	障がい福祉に関する関係者が集まり、個別の相談支援の事例を 通じて明らかになった地域の課題を共有し、地域の障がい者支 援の基盤整備につなげていくことをめざす会議体。	29,32
地域生活課題	生活上の課題の中で、多くの住民が共有し直面していながら、個人だけではその解決が難しく、地域福祉施策の対象となるもの。厚生労働省は、「保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービス を必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」と定義している。	2,3,14,16,18,22,2 4,27,29,32,33,39, 43,47,50,51
地域包括ケア	要介護状態となっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防などのサービス・支援を進めるという考え方。介護保険制度の中で、総合的な相談支援などを行う「地域包括支援センター」の設置など、その考え方に基づくサービス・支援が展開されている。	1,20
地域包括支援セ ンター	介護保険制度の中で、各市町村が日常生活圏域ごとに設置す ることが法定されている総合的な相談支援などを行う機関。	12,28,29,36,48

地区社協	地区社会福祉協議会の通称。市社協のように法律に定められた 団体ではなく、地域住民が地域で福祉活動を行うことことを目 的として設立された、任意の団体。自治体によって、「社協支部」 「地区福祉委員会」などの名称で呼んでいる例もある。	6,16,39,41,42,43, 45,46,47,51,52
チェア – 健康体 操	椅子に座って行う体操。下肢が十分に運動動作をとれなくて も、できる限りの運動を行うことが健康づくりには重要である ため、普及が進められている。	19
DV	DV(ディーヴイ)は、「ドメスティック・バイオレンス」の略。配偶者や恋人など、親密な関係にある異性から振るわれる暴力のこと。	31

な行

用語	意味	掲載ページ
ノルディックウォ ーク	ウオーキングポールを使用して上肢も動かすことを意識したウォーキングのこと。ノルディックスキーのポール(ストック)が語源。	19

は行

用語	意味	掲載ページ
8050(ハチマル ゴーマル)	80 代の親が、独身で長年引きこもる 50 代の子の援助をする こと。複合的な課題が生じている家庭の典型例として社会問題 となっている。	12
伴走支援	簡単には解決できない生活課題を抱える人に対して、一定期間、気持ちを寄り添わせ、必要な支援を継続的に行う支援アプローチのこと。地域福祉分野での近年の大きなテーマである「社会的孤立」に対応するための「つながり続けること」に主眼がある支援である。	13,28,47
パンデミック	感染症の全国的・世界的な大流行のこと。	26
BBS会	BBS会(ビービーエスかい)は、非行少年等に「兄」や「姉」のように接し、少年等の立ち直りや自立を支援する全国的な青年ボランティア団体。	36,37
フードバンクおお いた	包装箱の破損などで販売できない食品などの寄贈を受け、必要としている人や団体に無償で提供する活動に取り組む団体。	49
プラットフォーム	「土台」といった意味が転じて、立場や所属が異なる多様な人々が同じ課題に立ち向かい、行動を進めるために組織化される協議や実践の場や組織体のことを指す。	13,17,40
ボランティアセンター	ボランティアに関する相談や情報提供、交流などの業務を行い、地域のボランティアの活性化を図る機関。全国社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会への設置を働きかけた歴史があり、佐伯市においても、佐伯市社会福祉協議会が設置している。	24,45,46
法人後見	社会福祉法人や NPO 法人などの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、親族や弁護士等の個人が成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護、支援を行う事業のこと。	50,56

や行

用語	意味	掲載ページ
要保護児童	児童福祉法の定義では、保護者のない児童や、保護者に監護させることが不適当であると認められる児童のこと。	30